

慰安婦はどのように集められたか  
—私的勧誘・職業紹介・強制動員の関係をめぐって—

20170701 外村 大

## 1、研究状況と本稿の課題

いわゆる慰安婦とされた人びとが多大な人権侵害をこうむったことは、否定できない事実である。また、慰安所の設置の企画、管理、慰安婦の募集、移送において、日本軍が主導的な役割を果たしたことは、歴史研究においては通説として認められている（残念ながら、日本の市民社会ではそれを否定するような主張も流布しているが）。

では、慰安婦を送り出した、日本内地や朝鮮等の日本の外地＝植民地における行政機構やその職員はどのような役割を果たしたのか。これについても、元慰安婦の証言のなかで、警官や役場の職員の関与をうかがわせる証言があり、さらに、慰安婦を募集する業者が活動していることについて、日本内地の警察に情報が伝えられていたこと、慰安婦の中国大陸渡航について、警察において配慮が加えられたことが明らかにされている。

しかし、具体的な関与の様相は、依然としてほとんどわかっていないと言っているのではないだろうか。警察や一般行政機構が、組織全体の決定をもとに慰安婦の募集に関わっていたのか、その場合、誰がどのような指揮系統のもとに何を行ったのか、その法的根拠はあったのか、否か。これらの点について、十分な回答を与えている研究は、管見のかぎりでは見当たらない。

もっとも、各種の統制が行われていた戦時下といえども、なにもかも行政機構が指示を出すわけではない。むしろ、売買春のような「汚れた」仕事に、公然とかかわろうとはしないのが行政機構である。したがって、この問題では、売春従事者の就業に関する私的勧誘や営利職業紹介や類似事業に携わる者がどのような動きをしていたかをまず考え、それと行政機構との関係がどうであったかを検討を加える必要がある。

これについて、論じた研究としては、尹明淑『日本の軍隊慰安制度と朝鮮人軍隊慰安婦』明石書店、2003年（特に、第6, 7章）と、韓恵仁「総動員体制下職業紹介令と日本軍慰安婦動員—帝国日本と植民地朝鮮の差別的制度運用を中心に—」『史林』第46号、2013年10月、がある。尹明淑論文は、女性を芸妓、娼妓、酌婦等として売春を強要させる飲食店等に紹介する業者の行為と行政とのかかわり、これら業者の活動実態等について、関係法令や新聞資料、元慰安婦の証言などから論じている。さらに韓恵仁論文は、日本内地と朝鮮におけるそれぞれの関連法令の内容を比較検討し、朝鮮における規制が緩かったことを指摘している。そして、両者とも（筆者の理解するところでは）、芸妓・娼妓・酌婦等の職の紹介を行う業者と行政当局との関係は密接であり、行政当局が彼らの活動を容易に行う条件を作り出したことによって、朝鮮から多くの女性が慰安婦として連れていかれたとする分析を導き出している。

両者の研究は重要な指摘、実態解明を行ったものであり、朝鮮において、芸妓・娼妓・酌婦等の職の紹介を行う業者の活動が活発であり、それが大量の慰安婦募集につながったという指摘については筆者も正しいと考える。しかし、残念ながら、問題がないわけではない。まず、両者ともに、法令についての誤解・誤読、概念の混乱があり、芸妓・娼妓・酌婦等の就業紹介をめぐる政策、制度の正確な説明がなされていない点がある。また、行政当局と芸妓・娼妓・酌婦等の就業紹介を行う業者との関係があったのは確かであるとして（そもそも

営業許可の権限をもっているものであり、関係がないはずはない) 行政当局が、彼らを統制し、その事業のあり方を左右するほどの指示や便宜供与を行っていたのかは、依然として明確ではない。

そこで、こうした研究状況を踏まえて、本稿では、以下のことを課題にしたい。まず、芸妓・娼妓・酌婦等の職を紹介する業者らの活動・事業の展開の実態、日本内地・朝鮮それぞれの法令と政策、そうした活動を行う者と行政当局との関係についての事実を改めて整理する。同時にその下で、実際にどのように、芸妓・娼妓・酌婦等とされる女性の紹介(売春を強要される事業所への「身売り」)が行われたのか、日本内地と朝鮮のそれぞれについて明らかにする。そのうえで、改めて慰安婦がどのようにして集められていたのか、そこでの行政当局の関与の有無、あり方の解明を試みる。

上記の点について具体的に述べるにあたって、用語について説明しておく。まず、芸妓・娼妓・酌婦等の職の紹介の行為、それを行う業者や個人については、口入業、紹介営業、人事紹介業、周旋業、女衞といった様々な言い方がなされている。しかし、それを取り締る警察当局の規則では、紹介営業ないし周旋業という語が使用されている(日本内地では府県ごと、朝鮮でも道ごとに規則は異なる)。そこで以下では、当局に正式に許可されてこれらの事業を行う者を紹介周旋業と呼ぶこととする。しかし実際には無許可でそれを行う者があり、また、紹介周旋業と連絡を取り、彼等のもとに女性を連れてくる者もいた。これらの者についても、取締り法令での用語にしたがい、誘引人という語を使用する。

職業紹介の語についても、説明を加えておく。本来の職業紹介は、求職者と求人者の間に立って雇用関係を結ぶことを反復して行うことを意味する。その意味の職業紹介には、紹介周旋業は含まれない。これは、芸妓、娼妓、酌婦は、建前上自営業として行われるケースがあることが関係している。例えばすでに娼妓となっている女性が、別の置屋＝働き場所を紹介してもらったとしても、職業紹介ではない(置屋と娼妓の関係は雇用関係ではないので)、とされていたのである。しかし、実態としては雇用関係と変わらないと考えられるので(あるいは奴隷的労働の強要、というのが妥当かもしれない)、必要に応じてこれも職業紹介の概念に含める。本稿のサブタイトルの職業紹介の語は、それを含めたものとして理解されたい。

## 2、総力戦以前の職業紹介と「身売り」

### (1)職業紹介の法制度と売春関係の事業

売春に従事させるために女性の人身売買を行う、借金を理由に女性に売春を強要する、到底許されない人権侵害である。このことは、現在のみならず、戦前の日本の法律でも罪にあたる行為であった。しかし、“本人の意思”で(そのような体裁をとって)、行政当局の許認可を得て、売春を行うことは、合法であったし、借金を背負って、ほかに生きていく上での選択肢がない女性たちが、「自分の意思」という建前で売春を続けることを、日本政府は不法としなかった。

そして、売春に当らせるために女性を無理やり移動させる、あるいはそのことを秘匿して職を斡旋する等の話をして女性を誘い出して連れていく、といった行為も、当然、戦前の日本の法律に違反していた。

しかし、近世以来、日本では、「口入業」、「桂庵」などと呼ばれた職業を紹介する事業が行われており、そこでは、女中や各種商店の奉公人のみならず、芸者や娼婦についても紹介がなされていた。そこでは、人身売買、詐欺的な行為も行われており、これへの対策として、行政当局はすでに近代初期から若干の施策を行っていた。さらに1920年代に入ると、公共政策としての職業紹介所の設置と並行して、民間の職業紹介および類似行為に対する統制、取締りを本格的に行うため、体系的な制度・法令を整備していった。

ただし、日本内地と朝鮮（およびほかの日本の植民地）では、職業紹介についての制度・政策は相違点が見られる。その点に留意しながら、1920年代に確立した、（後述するようにそれは総力戦体制確立に伴い再編される）職業紹介にかかわる政策・制度を整理すれば、次のようである。

日本内地については、1921年、市町村による職業紹介所の設置と、そこで行われる職業紹介は無料で行われること、さらに市町村立の職業紹介所に対する国庫の補助、内務大臣による監督を規定した職業紹介法が公布、施行された。同法には、有料または営利目的の職業紹介所の設置は別の命令で定めるとの条文があり、これについては、1925年に内務省令として営利職業紹介事業取締規則が公布され、翌年から施行されている。同令は、民間の職業紹介事業者が警察に届出を行って認可を受けるべきこととともに、誇大広告や求職者の意に反した紹介等の行為を禁じ、違反の場合は営業停止、罰金等の処分が下されることを記していた。また、雇主に依頼された者ないし雇用する本人が募集を行う行為についても、（それ以前から道府県レベルでは規則が設けられていたが、全国的に統一したものとして）1924年に内務省令として労働者募集取締令が公布され、1925年、これも施行されることとなった。同令も、募集者が自身の氏名住所や募集期間、募集地等を警察に届け出るべきこととともに、応募の強要、虚偽の言辞等不正な手段を用いることを禁じ、違反の場合には拘留・科料の処分を下すことを記している。

ここで注意すべきことは、芸妓・娼妓・酌婦等についての職業紹介・就労先の周旋は、民間の営利職業紹介所は扱うことができず、また労働者募集取締規則の枠の中でもそれは行い得なかったという点である。労働者募集取締規則が対象とするのは工場労働者や炭鉱、土建工事の労働者であったし、営利職業紹介事業取締規則では、芸妓、娼妓、酌婦又はこれに類する者の周旋を行うことを禁じる条文が盛り込まれていた。また、同規則は、そうした営業との兼業、それを行う者と同居している者、家族がそうした営業を行うことについても禁じていた。同様に、労働者募集取締規則でも公布の際に内務省が出した通牒で、芸妓・娼妓・酌婦の紹介周旋を業とする者やそうした人物と同居する者の募集を許可しないことの指示があった。なお、職業紹介法では、芸妓・娼妓・酌婦やこれに類似する職業の紹介を禁じる規定はないが、市町村立の職業紹介所でこうした職種の紹介を行ったとする記録は見当たらない。

しかし、もちろん、芸妓・娼妓・酌婦等の職業紹介、周旋の行為は行われていたし、その業者は存在した。そして、これらの業者の許認可や統制は、日本内地全体に共通の法令ではなく、各道府県の警察部（東京府では警視庁）の手にゆだねられた。ただし、だいたいの道府県では、紹介営業取締規則、周旋業取締規則等の名前での規則が設けられ、そこでは、警察への届け出と認可を受けること、誇大ないし虚偽の広告、意に反した紹介等の禁止等の規定と、違反した場合の認可取り消し、拘留・科料等の処分が定められていた（なお、これら

の規則は、芸妓・娼妓・酌婦等の職業紹介、周旋とともに養子や結婚の斡旋、不動産の売買を行う業務を対象とするものとして出された)。

要するに、この時期の職業紹介等では、職業紹介法の適用を受ける市町村立の職業紹介所と、内務省令の適用をうける民営の職業紹介所、労働者募集の行為と、道府県の警察の取締りのもとにある芸妓・娼妓・酌婦等の紹介周旋業という区分があったということになる。もちろん、このほかにも、事業主と個人との直接のやり取りによって、あるいは業として職業紹介を行うのではないある種の個人が仲介して、就職が成立するというケースは相当数あった。知り合いの伝手を頼って就職を依頼する、学校の先生が学生の職を世話する、貼紙、あるいは新聞広告等を見て応募して就職にこぎつけるといったことは珍しくなく、職業紹介所の利用よりもむしろ一般的であったろう。

次に朝鮮の状況を見れば、まず、1910年代後半に日本内地からの朝鮮への労働者募集が活発化していたこともあって、すでに1918年に、労働者募集に関して、朝鮮総督府令として労働者募集取締規則が出されている。その内容は、日本内地の内務省令（こちらのほうが後ではあるが）とほぼ同内容である。しかし、1921年に日本内地で出された、職業紹介法は朝鮮では施行されなかった。また、民間の職業紹介についての規制として日本内地で出された営利職業紹介令も、これは内務省令なので、朝鮮とは無関係である。ただし、京城府などいくつかの府や社会事業団体が運営する職業紹介所がこの時期、すでに存在しており、もちろん、民間において職業紹介や周旋行為を行う者がいた。

では、これらについての規制はどうなっていたかと言えば、一部の道において、民間の職業紹介や類似行為に関する道令が出されている。それらにおいては、やはり、事業者が警察に届け出て認可をうけるべきことの規定、本人の意思に反して紹介を行うことや詐欺的言動の禁止等の条文が盛り込まれていた。

だが、朝鮮では、芸妓・娼妓・酌婦等の職業紹介、周旋を行う業者を特別に統制することは行われなかった。労働者募集については、1918年に朝鮮総督府の府令として労働者募集取締規則が出されたものの、民間の営利職業紹介所を規制する法令はなかった。したがって、民間において任意に設立された事業所が特別、許可を得ずに、工場労働者や家事使用人等の職業紹介を行いながら、芸妓・娼妓・酌婦等の職業紹介、斡旋を展開することが可能だったのである。

つまり、朝鮮では府や社会事業団体の運営する職業紹介所のほか、営利目的の民間の職業紹介・周旋を行う業者がいた。このうち、営利目的の民間の業者については、一般の職業紹介のみを行う者、芸妓・娼妓・酌婦の紹介・周旋を行う者、さらに一般の職業紹介とそうした行為を兼業する者がいた。そして、それらの業者については、一部の道では道令によって許認可、規制を行っていた。その他、労働者募集については、朝鮮総督府令を根拠に認可、取締りを行っていた、となる<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup>尹明淑『日本の軍隊慰安所制度と朝鮮人慰安婦』明石書店、2003年、303頁での、朝鮮のこの時期の職業紹介等の制度についての説明は、次のようである。すなわち、『私営』の周旋業とは別途に、『府営』の職業紹介所があり、府営職業紹介所には『一般職業紹介所』と『営利職業紹介所』の二種類があった。朝鮮や台湾などの植民地での営利職業紹介事業には、日本国内と違って、『船員の職業紹介、芸娼妓酌婦及之に類似する者の職業紹介』

以上のような法令・制度を見ると、日本内地に比べて朝鮮のほうが、芸妓・娼妓・酌婦等の職業紹介、周旋への規制が緩やかである、言い換えればそれを行いやすい環境にあったとすることができる。もっとも大きな違いは、日本内地では、それを行う業者やその家族、同居者らが、女中や家事使用人、商店員、工場労働者等の一般の職業紹介はできないことになっているのに対して、朝鮮ではそれが可能とされている点である。朝鮮の民間職業紹介では、家事使用人などの売春関連以外の仕事を求めてやってきた者に対して、芸妓・娼妓・酌婦等の仕事を勧誘することも可能であったし、遊郭や置屋、売春に従事させる女性を置く飲食店等の求人情報が入りやすい状況にあったことは間違いない。また、尹明淑は、日本内地の場合、芸妓・娼妓・酌婦等の職業紹介、周旋を行う業者の認可において、一定の財産保有を条件としていたのに対して、朝鮮ではそれがなかったことを指摘している<sup>2</sup>。しかし、尹が述べている財産保有を条件としている日本内地の規則は、警視庁令の紹介営業取締規則であり、これは警視庁が管轄する東京府のみに施行されるものである。そして、日本内地のほかの府県の規則で、同様の規定を設けているのは、(1924年の調査では)神奈川県、福島県、大阪府、群馬県だけであり<sup>3</sup>、朝鮮でも同様の条項を設けていた道もあるので(この点は尹も指摘している)<sup>4</sup>、この点に関して朝鮮と日本内地のどちらでどのようにこの種の営業の認可が厳しかったかの結論は得られない。

むしろ、芸妓・娼妓・酌婦等の職業紹介、周旋の規制についての、朝鮮と日本内地との比較で注目すべきは、日本内地の一部の府県では、管外への紹介、周旋を行う場合や、あるいは管外からやってきた業者が活動しようとする場合に、警察への届け出を義務付けていたことであろう<sup>5</sup>。あくまで一部の府県にとどまるにせよ、悪質な人身売買は地元の警察の監視が届かない場所に女性を送り込むことによって生じるケースがあるわけであり、それを防ぐうえではこの規定は重要であった。

## (2) 売春に従事させられた女性たちの就業経路

では、芸妓・娼妓・酌婦等となった女性たちは、どのようにしてその働き口を見つけたのであろうか。そうした職につく「合法的」な就業経路としては、まず、前項で述べた、警察

---

介』も含まれていた」。しかし、公営の職業紹介所が営利事業を行うということは通常考えられず、尹の理解は誤りであろう。筆者が知るかぎりにおいて、「府営職業紹介所」は公益職業紹介所として、私的利益を追求する「営利職業紹介所」とは、区別されていた。つまり、「府営職業紹介所」とは別に民間の「営利職業紹介所」が存在していたのである(前者は公営、後者は民営という対の概念であり、日本語としてもそうであるのが自然である)。そして、府営の職業紹介所では、「一般職業紹介」と「日雇職業紹介」が実施されており、芸妓娼妓酌婦の紹介は行っていない。しかし、民間の「営利職業紹介所」では、朝鮮の場合、芸妓・娼妓・酌婦等の紹介を行う場合もあった、というのが正確な(筆者の理解する限りでは)説明となる。

<sup>2</sup> 尹明淑前掲書、302頁。

<sup>3</sup> [内務省社会局] 職業課「各府県紹介営業取締規則摘録」1924年、ただし近現代資料刊行会企画編集『東京大学社会科学研究所所蔵「糸井文庫」シリーズ 文書・図書資料編5』、近現代資料刊行会、2015年、に所収。

<sup>4</sup> 尹明淑前掲書、325頁では、「例外」としつつ全羅北道の規則にそれがあつたことを記述している。

<sup>5</sup> 前掲「各府県紹介営業取締規則摘録」。

の認可の下にある、紹介周旋業の利用がありうる。年によって変動はあるが、例えば、1924年中、警視庁管内＝東京府において紹介営業業者が扱った、求人・求職・就職の人員は、芸妓について4827人・3155人・2335人、娼妓について2319人・1442人・973人、酌婦について1796人・1335人・852人、となっている<sup>6</sup>。

この数字は、この種の職種の就業経路としてどの程度の比率を占めていただろうか。この点について、娼妓の統計から推定してみると、まず1924年中の紹介周旋業の取り扱いによる娼妓就職者は973人である。一方、同年末時点の東京府の娼妓は4989人である<sup>7</sup>。では、このうち、この年に新たに東京府で娼妓となるか、娼妓としての新たな営業の場を見つけた者はどの程度であろうか。1927年12月31日時点の警視庁調査だと、この時点の娼妓5734人中、同じ妓楼に勤め始めて1年未満の者は1643人であり、全体の3割程度を占める。そこから1924年についても、3割と考えると、実数にして1497人という数字が得られる<sup>8</sup>。そのうえで、かつ他府県からの紹介、周旋による流入と他府県への紹介、周旋による流出が同程度だと仮定すれば、東京府では、1497人中の973人、つまり約65%が、紹介周旋業者の関与で娼妓の職場を見つけたことになる。この数字を見ると、紹介周旋業が、「売春従事者の労働市場」において果たす役割は、小さいものではなかったと考えてよいだろう。

ただ、ここで注意すべきは、紹介周旋業を通した就業において、求職者がダイレクトに業者と接触を持つケースが多かったかどうか、ということがある。自分一人で、積極的に「身売り」希望者として、紹介・周旋業者に申し込みに行くというケースが多かったとは考えにくい。また、この種の業者が自らの活動について大々的に宣伝していた形跡はなく、そもそも彼らによる芸妓・娼妓・酌婦の紹介、周旋に関する広告を禁じていた府県もあった<sup>9</sup>。また、紹介周旋業者の側から女性たちに芸妓・娼妓・酌婦等となるべきことを勧誘することも一部の府県では禁じられていたし<sup>10</sup>、それを禁じていない府県や朝鮮の各道の業者においても、自分たちが直接雇用している従業員によって各地に勧誘に出かけて「求職者」を常に効率的に探しだせるわけではない。

したがって、紹介周旋業者と、求職者やそうなりうる女性たちとの間にあって活動する者の役割が重要となる。つまり、警察の許可とは無関係の誘引人、当時の日本の新聞等で「女衒」や「もぐりの周旋人」、朝鮮語の新聞等では「ブローカー」と呼ばれる者が現実には、売春に従事させるべき女性を探し出し、しかるべきところに連れて行っていたのである。

そして、紹介周旋業者を通さないケースにおいても、遊郭・置屋・売春を行わせる女性を置いた飲食店（特殊飲食店）の経営者と「求職者」との間にたって活動する人物がいるのが通常のケースだと見るべきだろう。売春を行う事業の経営者が新聞等に広告を出すことは可能であり、すべての地域のすべての新聞がそうであるわけではないが、実際にそれは行わ

<sup>6</sup> 警視庁『警視庁統計書』各年版。

<sup>7</sup> 警視庁『警視庁統計書 大正13年』1926年。

<sup>8</sup> 草間八十雄『女給と売笑婦』汎人社、1930年、281頁。

<sup>9</sup> 前掲「各府県紹介営業取締規則摘録」によれば、北海道、東京府、兵庫県、鳥取県で禁止されている。ただし、東京府については、1927年に警視庁令が新たに出されており、ここでは広告を禁ずる条項はない。

<sup>10</sup> 前掲「各府県紹介営業取締規則摘録」によれば、北海道、東京府、新潟県、香川県で禁止されている。

れている。

だが、何か働き口を得たいと考える女性のうちで、最初から、芸妓・娼妓・酌婦等の職を希望するケースはほとんどあり得ないと考えるのが自然である。また、新聞広告を常にチェックしている者もそう多くはないし<sup>11</sup>、そもそも娘を「身売り」に出さなければならないと考えているような家庭では新聞を購読する余裕はない。さらに言えば、植民地期の朝鮮では新聞購読する家庭自体がかなり珍しいと言ってよく、識字率自体もそう高くはない。したがって、紹介周旋業者を通さない「就職」（人身売買というのが本来妥当であろうが）においても、その間にたつて、芸妓・娼妓・酌婦等になりそうな（それを選択するほかない状況に追い込まれた）女性を見つけ出し、遊郭・置屋・売春を行う飲食店等の経営者のもとに連れてくる者がいたケースが一般的であったと考えられる。つまり、許可を受けた紹介周旋業から依頼を受けずとも、誘引人は活発に活動していたのである。

### (3) 誘引人の活動と「身売り」対策

こうした誘引人たちがどれくらいいて、活動していたのかについては、詳細は不明である。ただし、紹介周旋業者の数が、1930年時点で日本内地だけで5630事業所<sup>12</sup>、植民地については1931年時点の数字で199事業所が存在していたとされており<sup>13</sup>、それらがそれぞれ何人かの誘引人と関係していたと考えるのが自然であろうから、この数を相当数上回ると考えられる。また、冷害で困窮し借金の支払いに困っている家庭が多数あった東北地方では、一つの村に何人かの誘引人が活動していたと伝える史料もある。身売り防止の活動を行っていた、秋田県の小学校教員の藤田竹治による手記「身売り列車」で紹介されている、県内で紹介周旋業の組合長を務めていたというK氏の証言によれば、「潜り」（＝無許可で周旋を行う者を指す、つまりは本稿で言う誘引人）は「1ヶ町村、5、6名づつは」いたとされる<sup>14</sup>。そして、このKは、誘引人たちが「需要地、供給地共々に細胞組織」を形成し、それが「赤のそれより気のきいた組織」であるとも語ったとされる<sup>15</sup>。これは、彼らが、秘密裏に、しかしネットワークを形成して、活動している様子を言いあらわしたものである。

では、彼らの活動は法令上の取締りの対象とならなかったのであろうか。もちろん、彼らが、甘言を用い、あるいは脅したり力で押さえついたりして、遊郭等に連れて行ったとした

---

<sup>11</sup> 谷口一三「案内広告は嘘か本当か!？」『実話雑誌』1937年4月号、では、案内広告を読むのは「暇人」としつつも、「職を得んものと毎朝の新聞を三面記事も政治欄も見ずに、広告だけをむさぼるやういにして目を通している人等が東京中だけでも何万人といることだろう」の文言がある。

<sup>12</sup> 社会部職業課「営利並芸娼妓紹介業調査資料」1932年1月、ただし近現代資料刊行会企画編集『東京大学社会科学研究所所蔵「糸井文庫」シリーズ 文書・図書資料編5』、近現代資料刊行会、2015年、に所収。

<sup>13</sup> 中央職業紹介事務局「本邦ニ於ケル営利職業紹介事業調査」1931年、ただし近現代資料刊行会企画編集『東京大学社会科学研究所所蔵「糸井文庫」シリーズ 文書・図書資料編5』、近現代資料刊行会、2015年、に所収。

<sup>14</sup> 藤田竹治「身売り列車」『婦人公論』1937年3月号。藤田竹治は秋田県の小学校訓導であり、自分の学校の卒業生の離村状況、働き先等について詳細な調査を行っていた（木田徹郎『東北の窮乏と身売防止』1935年、38頁）。

<sup>15</sup> 前掲「身売り列車」。

ら、それは刑法に触れる行為である。しかし、女性やその親権者の同意のもとで、紹介周旋業者のもとに連れていく行為自体を取り締まる法令はおそらくない。それは単なる私的勧誘である。

ただし、日本内地の各府県や朝鮮の各道の法令では、紹介周旋業者が誘引人に財物（金銭や物品）を渡すことを禁じていた。しかし、実際に金銭等の受け渡しが行われたとしても、それが外部に知られることはほぼありえない。発覚するとすれば、警察が熱心に内偵調査を行ってその努力が実るか、仲間割れが生じて誰かが情報を警察に伝えた場合くらいであろう。

そうであるならば、わざわざ警察から許可を受けて紹介周旋業を開業するより、勝手に誘引人として活動しているほうが、自由度も高く、有利ということにもなりかねない。実は、関係者自身もそのように考えていた。藤田によれば、前述のKは「大分仲間がやられているようだがよく後が続くね」という問いに対して、「却って免許取りけされりゃ仕事をするに楽」だ、と語っていたとされる。その理由は、他府県の正規の業者の募集ではないので「警察に出発届」を出さなくてもよいからであった<sup>16</sup>。確かに単なる誘引人の活動は、金銭の授受とは無関係の、少なくともそれ以前に行われるものであればあくまで私的勧誘でしかないので、「出発届」を出させる等の警察のチェックは行い得ない。

しかし、それでも何らかの理由で、「潜り」の行為が発覚して、摘発することはありうる（実際に、前述のように、「大分仲間がやられて」いたのである）。しかし、Kの語るところによれば、発覚した場合の処罰はそう、大きな負担とはならなかった。Kによれば「40円や50円の罰金位は一人の周旋料で賄へるし、まあなんだね、今では雇ひ主が3回に1回は捕まると最初から予算に入れて出して呉れる」ということになっていたためである<sup>17</sup>。

さらに言えば、誘引人は、むしろ、警察から許可を受けた紹介周旋業者よりも多額の金銭を得ることも出来たのである。紹介周旋業者の得る紹介料は、取締規則によって規定されていた。例えば、東京府の場合、前借金が500円未満の場合1割、1000円未満は9分以下、1500円未満は8分以下、2000円未満は7分以下、2000円以上では6分、となっていた<sup>18</sup>。また、紹介に係る当事者間（つまり遊郭等とそこで働くことになる女性やその親）の財物の授受への関与は禁止されていた。これに対し、誘引人が直接、遊郭・置屋・特殊飲食店等の経営者に女性を紹介した場合、どの程度の前借金（＝人身売買の身代金）を設定するか、そ

---

<sup>16</sup> 前掲「身売り列車」。秋田県の関係取締り法令である秋田県令第58号周旋営業取締規則（1934年9月11日）では「芸妓娼妓酌婦を周旋したる場合に於て其の行先地他府県館内に係るときは出発前其の本籍、住所、氏名、生年月日、行先地及稼業の種類を具し所轄警察官署又は駐在所に届出つべし」とある（帝国地方行政学会編『現行秋田県令規全集』に収録）。これを義務付けることで、詐欺的募集や不当に高い周旋料の徴収などの防止を狙ったと考えられる。

<sup>17</sup> 前掲「身売り列車」。紹介営業・周旋業の取り締まる、各府県の規定では、罰金ではなく科料に処せられることになっているので、正式には過料であろう。前掲の秋田県の周旋営業取締規則でも許可を受けずに芸妓・娼妓・酌婦等の周旋を行った場合は「拘留又は科料に処す」となっている。

<sup>18</sup> 社会部職業課「営利並芸娼妓酌婦紹介業調査資料」1932年、ただし近現代資料刊行会企画編集『東京大学社会科学研究所所蔵「糸井文庫」シリーズ 文書・図書資料編5』、近現代資料刊行会、2015年、に所収。



のうちどの程度を自分の取り分とするかは、誘引人の交渉次第ということになる。実際に、冷害で借金に苦しむ東北地方の農村で活動して、女性の「身売り」に介在した誘引人が得た金額では、「証書」では900円の女性の人身売買で手数料350円といったケースがあったとされ、極めて多額である<sup>19</sup>。

では、そうした誘引人の活動に対して行政当局はまったく無策だったのであろうか。日本内地の場合、少なくともまったく何等の対策も行われなかったわけではない。女性の「身売り」問題、とりわけ、それが深刻化していた東北地方については、一定の施策や住民たちの活動が展開された。東北地方の農村ではもともと近隣に現金収入を得る場所が少なく、さらに世界恐慌の影響と1930年代前半に続いた冷害による農家経済悪化を受けて、困窮した家庭での娘の身売りが増えていた。1934年8月時点の警察の調査では、東北6県の女性の出稼ぎ者は6万7784人、そのうち芸妓・娼妓・酌婦の数は合わせて1万6673人、さらに女給が4284人いたとされる<sup>20</sup>。

このようななかで、売春関係の悪質な事業者への「身売り」を防止する目的で、関係各県や市町村、社会事業団体は、「正業」の職業紹介に努めた。職業紹介所自体も、1934年8月末に東北6県で93カ所であったものが1935年11月には133カ所に増設、職業紹介所は、市町村と連絡して求人の情報を伝えた。また、職業紹介所の存在しない市町村では秘密厳守で出稼ぎ希望者の相談箱を設置した。さらに、方面委員等とも協力して「身売り」しようとする者の発見、就職資金の貸付等も実施している。こうした施策が展開された1934年9月から1935年8月までの公設の職業紹介所を通じた職業紹介取扱件数は大幅に伸びた<sup>21</sup>。一方、芸妓等の「需要地」である東京でも対策が取られた。同じ時期、警視庁が監視を厳重にし、東北地方からやってきた芸妓については「簡単に許可を与えない」としていたのである<sup>22</sup>。その後も、悪質な業者の活動、「身売り」が根絶したわけではないが、こうした施策や活動はある程度の成果があったと見てよいだろう。なお、こうした施策を展開しえたのは、この問題が日本内地全体で大きな関心事となり、取り組むべき課題として意識されたゆえのことであった。

これに対して、朝鮮ではどうであったらうか。日本内地の東北地方の身売り対策と同水準の施策はなかったと言わざるを得ないだろう。そもそも、朝鮮では非営利の公的事业としての職業紹介所自体が少ない。1936年時点では、府営10カ所、邑営1カ所の公設職業紹介所のみにとどまり、このほか私設ではあるが非営利（＝社会事業）の職業紹介を行う機関が3カ所あったのみである。これらの職業紹介所の取扱件数は、1936年において、求人3

<sup>19</sup> 職業紹介事業協会青森県支部長木田徹郎『東北の窮乏と身売防止』、1935年、58頁。このケースではさらに支度金300円が差し引かれ、親には250円が渡されたとしている。同書ではほかにも、証書550円で親には72円50銭のみが渡された、といった話も紹介されている。なお、300円は当時の日本の労働者の数か月分の収入に当たる。誘引人が「身売り」を成立させるまでには、それなりに経費が必要としても（例えば、困窮した女性がいる家庭を見つけ出すための、旅費、滞在費等）、利益は大きかったと推測される。

<sup>20</sup> 前掲『東北の窮乏と身売防止』47頁。

<sup>21</sup> 前掲『東北の窮乏と身売防止』146頁、によれば、女中は167人から6倍以上の1000人に、女工は434人から4300人に、男子出稼ぎ者も約3000人から1万人余りに増えたとされる。

<sup>22</sup> 『都新聞』1935年3月25日付「花柳界の玉払底 東北の周旋人のやり方が祟って」。

万 3130 件、求職 4 万 4771 件、就職 1 万 9170 件であった。日本内地の場合、1936 年時点の公益職業紹介所は、公立 657 カ所、私立 40 カ所であり、同年の取扱件数は一般職業紹介だけで、求人 229 万 7211 件、求職 177 万 8145 件、就職 81 万 2327 件、と朝鮮に比べて大幅に多い。

朝鮮においては歩いて行ける範囲に公益職業紹介所がある地域に住んでいる人は少なかったし、そもそもその、存在自体も知らなかったのが普通であろう。さらに言えば朝鮮女性の多くが教育を受けていない（ハングルも読めない）状況にあっては職業紹介所の存在をもし知っていたとしても利用自体、事実上不可能である。そして、人身売買がしばしば行われていたことは朝鮮語紙の報道で取り上げられているが、日本帝国全体の関心事となったわけではない。朝鮮総督府の官僚たちの間でも、この問題についての対策の必要性が強く意識されていた形跡はない。

#### (4)女性の人身売買の越境ネットワーク

こうした芸妓・娼妓・酌婦等として働かせるための女性の人身売買は、日本内地のみ、あるいは朝鮮域内のなかでのみで「市場」として閉じているわけではなかった。よく知られているように、日本人女性のなかには、海外で売春に従事させられた「からゆきさん」と呼ばれる人びとがいた。彼女たちが向かった先は、東南アジアの港町や満洲、シベリアなどであった。朝鮮人女性についても、満洲や日本内地に売られていった人びとが少なからず存在した。

ただし、売春に従事させられる女性の域外への移動において、日本内地と朝鮮とでは若干の傾向の違いが見られる。それぞれの状況について、本稿の課題に関連して重要と思われる点を説明すれば次のようである。

まず、日本人について見れば、外地・海外に売られていった人たちは、芸妓・娼妓・酌婦等となった日本人女性のなかで一般的というほどではない。当たり前ではあるが「からゆきさん」ばかりではなかったのである。これは日本内地の都市であればどこでも、遊郭や置屋・売春を行わせる女性を置く飲食店等が多数あったためである。日本内地での芸妓・娼妓・酌婦の数は 1936 年時点で合わせて 21 万 1476 人（芸妓 7 万 8699 人、娼妓 4 万 7078 人、酌婦 8 万 5685 人）であり、このほか女給が 11 万 1700 人いた<sup>23</sup>。これに対して、外国在住の芸妓・娼妓・酌婦等の日本人女性数は、1936 年 10 月 1 日現在の調査で、1 万 4677 人<sup>24</sup>、同年末の調査で、植民地の統計では朝鮮が 4577 人（芸妓 4192 人、娼妓 1921 人、酌婦 385 人）<sup>25</sup>、台湾が 2351 人（芸妓 865 人、娼妓 836 人、酌婦 650 人）となっている<sup>26</sup>。このほか、民族別の数は不明であるが、樺太では、芸妓 560 人、娼妓 104 人、酌婦 958 人という統計が確認できる<sup>27</sup>。これらから、外国・外地で売春に従事させられていた日本人女性は 1930 年代半ばでも決して少ない数ではないとも言えるが、しかし、「身売り」して売春に従事することになる日本人女性のうちのほとんどは、外国・外地ではなく、日本内地で働いて

<sup>23</sup> 秦郁彦『慰安婦と戦場の性』、新潮社、30 頁。

<sup>24</sup> 外務省調査部『海外各地在留本邦人人口統計表 昭和 11 年 10 月 1 日現在』1938 年。

<sup>25</sup> 朝鮮総督府『昭和 11 年 朝鮮総督府統計年報』1938 年。

<sup>26</sup> 台湾総督府『台湾総督府統計書 第 40 回』1938 年。

<sup>27</sup> 樺太庁『昭和 11 年 樺太庁統計書』1937 年。

いたことがわかる。

そもそも、娘を売りに出さなければならない親としても、あまりに遠い場所に働きに出て、何かあった際に顔を合わせることができない、ということはおそらく不安であり、避けたい事態である。したがって、外地や外国に娘を売るよりも、国内でできれば近県程度を娘の働き先とすることを選好することとなる。実際、青森県八戸警察署の調査によれば、1934年中に管内から芸妓・娼婦・酌婦・女給として自分の村を出た女性 730 人の行先は、県内 343 人、県外 387 人となっており、県外も多くは近県と東京であった。県外に向かった 387 人のうち 16 名を除けば、北海道・岩手・秋田・宮城・東京・神奈川、つまりは日本内地のなかにいたことが明確である（16 名については、記載がないだけであり、それ以外の日本内地の府県である可能性がある）<sup>28</sup>。

したがって、日本人女性の場合、外地・外国行きの女性はなかなか人が集まらなかったと考えられる。もちろん、日本内地のなかでも地域差はある。幕末明治期から「からゆきさん」（海外で売春に従事させられる女性）を多数送り出してきた長崎県島原地方、熊本県天草地方の場合、初めて親元から出て＝売られて仕事をする（これを「親出」といった）場所が、海外・外地であることは普通であったようである<sup>29</sup>。しかし、「島原女」「天草女」だけで、「需要」を満たすことはできなかった。とすれば、外地・外国行きについては、なんらかのインセンティブを付与して日本人女性を集めるほかない。実際に、1930 年代半ばの満洲からの芸妓・娼妓・酌婦等の募集は、高給や高い前借金の設定などの「好条件」が提示されている。

勤務地を満洲とする求人広告では、例えば、『都新聞』1935 年 3 月 22 日付には「月収 200 円以上」でのダンサー女給の募集、1935 年 4 月 7 日には「月収 200 円」での女給の募集の広告がある。これら数字も異様な高額である。東京・大阪の女給を対象とした 1925 年の調査では、月収 200 円以上を得ている者は 2604 人のうち 7 名だけ、100 円以上でも 125 人に過ぎない。相当な高給が提示されているのである。

また、前借金についても、『都新聞』1935 年 11 月 10 日付には「前借 5000 円迄」で満洲行きの芸妓を募集するという広告が出ている。これよりは低額であるが、永井荷風が耳にした、東京に飛行機でやってきて一度に 10 人程度をつれて行くという満洲の料理屋の主人の話では、つれて行く芸妓は「上玉」（客が多くつくことが期待される女性）の場合は前借金 3000 円、「並」が 1500～1600 円とされている<sup>30</sup>。これらに記された、前借金の額は、「相場」を大きく上回る水準である。やや時期は前になるが 1925 年の調査によれば、東京の芸妓 6603 人の前借金は平均で 959 円 40 銭、3000 円以上の前借金を抱えているものは 38 名だけである。

そしてそもそも、娘を売る段階では、親はこのような多額の前借金を設定するという選択肢をとらない。借金が多ければ多いほど、自分の娘はそのぶん、長く自由を奪われて売春に従事させられるからである。また、農家の負債は、日本の東北地方の場合 1 戸当たり 1000

<sup>28</sup> 前掲『東北の窮乏と身売防止』73～75 頁。

<sup>29</sup> 平山蘆江「島原女と天草女」『都新聞』1937 年 3 月 15 日付、は「長崎県の島原女や、熊本県の天草女は、一先ず朝鮮へ渡り、それから後、さてどこへゆこうかをきめる」とし、ウラジオストック方面に多いことを記している。

<sup>30</sup> 永井荷風著・磯田光一編『摘録断腸亭日乗』上巻、岩波文庫、1987 年、300 頁。

円程度であったとされるものの、その負債をいきなりすべて返済するのでは得策ではない。通常、採用される生活戦略は、直近の完全な経済破綻を避けるためにできるだけ借金の額は少なく抑えつつ、農業経営を立て直すことをめざす、というものだろう。

したがって、こうした多額の前借金を条件として満洲に渡る日本人女性は、初めて芸妓・娼妓・酌婦等となるのではない人びとが多かったと見るべきである。つまり、すでに、芸妓・娼妓・酌婦等となっていた者で、その生活の過程でさらに借金を増やした者が、勧誘に応じていたと推測される。実際にそうであったらしきことは、次に示す、『都新聞』1936年11月25日付記事「遠来の人攫い 満洲の周旋人入込む」からもわかる。

前借七、八百円で芸妓になった妓が、一と処で辛抱していればいいものを、それからそれと気が落ちつかず、二、三ヶ所を住替へで歩いているうちに借金は殖える一方、そのたんびにうまい汁を吸うのは周旋屋だけで、親許へは高々五十か六十の金が入るだけ、かうして千五、六百から二千円の金を背負い込んでしまうと余程ずば抜けた妓でもない限り、この上、住替で元の主人にも損をかけず、親にも多少なりお小遣いを使はせやうという訳には行かず、さうした妓を狙って、昨今、頻と入り込んで来たのが、満洲方面の周旋人。まともでは玉〔芸妓となるべき女性〕がつかまらないので、席料のいらぬ料理屋の客になり、十七、八から二十二、三位までの芸妓を七、八人呼んで、満洲に行けば黙って二千円や二千五百円は出す、さうして一年も辛抱していれば、スグ身請けの客がつく……等々、大口で頬を叩くような話を持ちかけるので、つい若い妓などフラフラと来て、あたし満洲へ行こうかしら…なんて了見になる。

これに対して、朝鮮の場合、妓生はともかく、娼妓や酌婦などとなる女性たちは、最初から朝鮮外に出ていく比率が高かったと推測される。1936年時点での朝鮮内の朝鮮人の芸妓・娼妓・酌婦は合わせて7729人（芸妓4712人、娼妓1653人、酌婦1364人）である。このほかに朝鮮には日本人等の芸妓・娼妓・酌婦もいて、そうした人びとを合計した朝鮮内の芸妓・娼妓・酌婦の数は1万2307人（芸妓6983人、娼妓3575人、酌婦1749人）となる。日本内地の同じ時期の芸妓・娼妓・酌婦は21万人程度であり、この時点の日本内地全体の人口が約7000万、朝鮮全体の人口が約2200万人であることを考えれば、人口規模の違いを勘案しても、朝鮮の芸妓・娼妓・酌婦数は少なかったと言える。なぜそのようなかは、様々な原因が考えられるが、日本内地ほどに都市化が進んでいなかったこと、都市居住の労働者らの賃金自体が低く、「買春」を含む遊興を行う客が少なかったことが関係していると思われる。

しかし、朝鮮では、この時期、負債を抱えた農家、困窮して働き口を求める人びとは相当多数に上り、しかも、工場労働や事務労働等で女性が現金収入を得るための雇用先は、極めて少なかった。そうしたなかで、朝鮮外に女性を送り出して売春に従事させるという行為が盛んになっていたと推測される。この点について概観できる統計はまだ確認できていないが、日本内地在住朝鮮人の職業別統計では、1936年時点で「接客業」に分類されている者が5625人を数えている。接客業イコール売春に従事させられる女性ではないが、そのなか

に相当数、売春に従事させられている女性がいることも確かである<sup>31</sup>。また、満洲でも売春に従事させられる朝鮮人女性がしばしば見られたことは新聞や雑誌記事などから伝えられており<sup>32</sup>、1930年の統計として中国大陸には、朝鮮人の酌婦・娼妓・私娼として、長春 35人、奉天 155人、ハルビン 108人、天津 457人、北京 32人、青島 106人、上海 1173人、漢口 37人がいたとされている<sup>33</sup>。こうした史料を踏まえるならば、朝鮮内で売春に従事させられていた朝鮮女性の数と朝鮮外での売春に従事させられていた朝鮮女性の数は、同程度か、少なくともそう変わらない程度の数だった可能性がある。

そして、朝鮮外で売春に従事させられた朝鮮人女性については、極めて高給の条件を提示されてやってきたとか、異常に高額の前借金が設定されているという話は、この時期には確認できない。こうした女性が満洲で目立つようになってきた背景として語られていることに関連して注目すべきは、相対的な“コストの安さ”である。この点について、『週刊朝日』1938年6月1日号掲載の安藤盛「異郷情話 女挺身隊物語」は、次のように記している。すなわち「内地から女を抱へて行くと、旅費や仕込金がかかる上、そんなに美人は手に入れることができないが、鴨緑江一つ渡った北鮮へ行けば、公学校を出た完全に日本語をあやつる美人が安く手に入る」ので、「半島女は抱主によろこばれるやうになった」と言うのである。

朝鮮人女性の場合で前借金の相場がどれくらいであったかは不明である。だが、日本人に比べて安かったことは確かであろう。朝鮮の場合、労働者の賃金も、農家経営での収入と支出も日本内地に比べて低額であったわけであり、経済的困窮もより少額の金額で生じることとなる。そこに付け込んで、安い前借金で「身売り」の交渉を成立させることが可能だったはずである。満洲ではなく、仁川の遊郭についての調査によれば、実際に、日本人と朝鮮人では前借金に差が存在した。日本人娼妓の前借金が700円から2500円であったのに対して、朝鮮人は200円から700円であったのである<sup>34</sup>。こうしたなかで、満洲でも安いコストで連れて来られて売春に従事させられる朝鮮人女性が増えていったのである。

---

<sup>31</sup> なお、すでに1932年には大阪で「朝鮮遊郭」と呼ばれる地帯が出来て、約80名の朝鮮女性が売春に従事されていたとの報道があり（『大阪朝日新聞』1932年12月22日付「哀号！ 『朝鮮遊郭』に突如営業禁止」）、また当時の在日朝鮮人社会内部でも、朝鮮人女性を置いて売春を行う飲食店の存在が問題視されていた（『朝鮮日報』1936年4月29日付「京阪神朝鮮人問題座談会」中の金敬中の発言）。

<sup>32</sup> 例えば、『京城日報』1915年11月\*日付「南満の鮮人」では、奉天・長春・吉林・鉄嶺方面の朝鮮人について、鉄道工事に従事している者のほか酌婦となる者が多いことを伝えている。また、松井真吾「娘子軍出征」『犯罪公論』1932年4月号、は満洲事変直後の奉天において「アリランの歌をきかせてくれる可愛い女の群」が日本人芸妓の競争相手になっていると伝えている。

<sup>33</sup> 早川紀代「海外における買売春の展開—台湾を中心に」『季刊 戦争責任研究』第10号。

<sup>34</sup> 吉見義明・林博史編『共同研究 日本軍慰安婦』大月書店、1995年、50頁に紹介されている調査。この箇所は尹明淑の執筆によるもので、註によればこれは仁川府庁編『仁川府史（上）』1933年、1476頁を典拠としている。

### 3、総力戦下の日本人慰安婦募集とその困難化

#### (1)日本内地での慰安婦募集の開始と展開

日中戦争の全面化・長期化に伴い、日本軍は慰安所の企画と設置、そこで売春に従事させる女性＝慰安婦の募集、移送等に関与した。慰安婦募集が本格化するのは、1938年初頭であり、日本内地でも業者（＝紹介周旋業者）に依頼してそれが行われた。このことはすでに、慰安婦についての歴史研究で指摘されており、それを裏付ける軍の文書、証言が存在する。そして、日本内地の芸妓・娼妓・酌婦に関わる統計もそうした動向を反映していると思われることがある。

日本内地の芸妓・娼妓・酌婦・女給数は1937年以降、おおむね減少傾向で推移する（1939年の芸妓数が前年より増加していることを例外として）。しかし、東京府の紹介周旋業者の芸妓・娼妓・酌婦の取扱件数は必ずしもすべて減少とはなっていない。1938、1939、1940年の動向を見ると、確かに芸妓・酌婦では、求人、求職、就職、需要人員のいずれもが減少している。だが、娼妓について見れば、求人、求職、就職、需要人員のいずれも1938年に急増し過去最高の水準となり、1939年はそれより若干少ないが同程度である。芸妓・娼妓・酌婦の合計の数字を見ても、需要人員では1937年以降1938年まで増加していたのである。その後、娼妓の求人、求職、就職、需要人員は、1940年以降、減少に向かうものの、1940年、1941年も1930年代前半とそう変わらない水準の数字である。そして、「前記以外これに類する者」という区分の数字は、1938年以降、とりわけ1939年に多くなっているのである<sup>35</sup>。

もちろん、東京で特別に遊郭・置屋、売春に従事させる女性を置く飲食店等の客が増え、それに伴って芸妓・娼妓・酌婦の需要も増えた、あるいはそうしたことを背景に芸妓・娼妓・酌婦の「住み替え」（働く店を替えること）が増加したということも可能性としてはあるし、影響しているかもしれない。しかし、日本軍の中国での作戦展開に付随した慰安所の設置があり、そのために軍も慰安婦を募集していたということを考えれば、（軍人向けの慰安所のみ限定されるわけではないが）、中国の占領地等での芸妓・娼妓・酌婦の需要が拡大し、東京での募集行為が増加したと見るのが自然であろう。

また、日本内地では、一部の地方の一部の新聞では、中国占領地における女給、あるいは芸妓・酌婦等の募集広告が目立つようになっている。こうした広告は、おそらく新聞ごとの傾向の違い、府県ごとの取締り規則の違いの関係で、すべての新聞に掲載されているわけではないものの（それゆえ、これまで研究者にあまり注目されてこなかったようである）、筆者の現在までの調査では、『福岡日日新聞』、『新愛知』、『中部日本新聞』、『都新聞』で確認できる。

名古屋の地方紙である『新愛知』と『中部日本新聞』では、もともと、女中などの紹介に関わる広告は連日掲げられていたものの、1938年1月段階では、そうした芸妓等の紹介の広告はなかった。しかし1939年3月時点では、連日、「満洲北支店」「満洲海外北支上海行専門」等の語とともに、芸妓・酌婦・女給の紹介に関わる広告が掲載されるようになっている（酌婦という語を記したものはない）。広告を出している主体は名古屋の市内の紹介周旋

<sup>35</sup> 警視庁『警視庁統計書』各年版。

業者と思われる（明確に「紹介業」と記しているものもある）。なお、収入、前借金については具体的な数字は記されていないが、「収入多大」「貸金多額相談に応ず」等の文言が記されているケースが多い。

福岡県の地方紙である『福岡日日新聞』では、やはり 1939 年 11 月段階で、芸妓・娼妓・酌婦に関わる広告はないが、女給の募集はなされている。場所は「北支」とのみ記載のものもあるが、北京、石家荘、済南、杭州等の地名が記されている場合もある。待遇に関しては、月収は 100 円前後、あるいは 150 円以上といった記載となっており、前借金の語はないものの支度金を貸す等のことは伝えられている。募集の主体は、個人の名前で、おそらくその人物が宿泊している旅館の住所、電話の情報を載せているケースがある。そして、杭州の女給募集では、「軍指定日本食堂」、「軍領事館前指定常岡ホテル経営」との記載がある広告もある（それぞれ、1939 年 11 月 3 日、12 日付のもの）。

東京の新聞では、『都新聞』のみで、女給等の募集広告が確認できる。『都新聞』はもともと、日本内地・外地・満洲の女給等の募集広告が常に掲載されており、中国が行先となる募集広告については、1938 年 10 月以降に確認できる。芸妓・女給の募集はあるが、酌婦はなく、このほかに旅館の女中の募集広告も掲載されている。行先の記載は、「北支」、「中支」、「蒙疆」、上海、張家口、南昌、漢口となっている。募集の主体と見られる情報、連絡先は、紹介周旋業者の屋号か、あるいは現地の事業所名らしきもののほか、旅館内の個人名というケースがある。月収については、その記載があるものはかなり多額である。すなわち、「北支行女給募集月収 300 円以上」（1938 年 11 月 3 日付）、「北支（張家口 30 名）行女給急募…月収 300 円内外」（1939 年 9 月 9 日付）、「上海行女給募集…月収 150 より 4, 500 円程度」（1940 年 1 月 30 日付）となっている。前借金に関しては、明確に前借金と記されていないものの、「中支芸妓女中」の募集広告で「芸妓 2000、女中 1500」と書かれているものがある（1940 年 7 月 21 日付）。また、軍との関係を明記しているものもある。「南昌市軍指定料亭」の女給と芸妓の募集（1941 年 2 月 27 日付）、漢口での「陸軍兵站旅館」の女中募集（1939 年 4 月 13 日付、8 月 16 日付）が行われている。

なお、中国以外の外国・外地の女給等の募集広告もこれらの新聞には掲載されている。これらの待遇も相当に好条件となっている。例えば「新京行麗人大募集 収入最低 200 円カラ 400 円」（『都新聞』1939 年 9 月 13 日付）、「満洲承德高級料亭…御座敷女中…収入最低 300 円以上」など、高額な収入保障の文言が見える<sup>36</sup>。

これらの広告には「軍慰安所」といった語は見当たらず、軍人が利用しない、あるいは少なくとも軍人のみを客とする事業所の求人ではないとも考えられる。とは言え、この時期に、必要とする人員が増大していた軍の慰安婦に関して、関係する業者らが新聞広告等も利用しながら集めていたと考えるほうが自然だろう。また「女中」と記していた場合は、売春に従事させられる仕事ではない、というのが通常理解ではある。しかし、実態と異なる仕事を広告に掲げてやってきた人物を遠い就労先に連れて行って別の仕事をさせるという詐欺

---

<sup>36</sup> これらの月収は日本内地で同種の職種に就く場合に得られる額に比べて相当に多額であるが、しかし中国の占領地での相場からかけ離れていたわけではない。1937 年 11 月時点での天津の状況について、日本内地に新聞の特派員は、同地のカフェーで働く女給の収入が「月収 250 円から 300 円」であることを伝えている（『都新聞』1937 年 11 月 27 日付「天津は変貌する 租界に氾濫する内地色」）。

的の手口は（よく知られているように朝鮮でから連れて行かれた元慰安婦だけではなく）、日本内地でも、珍しくなかったと考えたほうがよいだろう。例えば、日中戦争開始以前の時期でも、「満洲行女事務員高給待遇」という新聞広告を見て満洲に渡った女性がハイラルのキャバレーの女給として働かされていたということがあったという新聞記事がある<sup>37</sup>。そのように考えれば、前述の広告の少なくともいくつかは軍の慰安婦の募集であったと考えてよいのではないだろうか。

また、現在のところ、実際の史料が見つけ出されていないが、おそらく日本内地の新聞で「慰安婦」の文言を用いた募集広告があった可能性がかなり高い。ちょうど、中国等を行先とする各種の募集広告が目立ち始めた頃、新聞の投書欄である人物がこれにかかわる話を紹介している。すなわち、「ある新聞の求人広告に、北支で慰安婦なるものを可成り良い条件で募集してみた。応募した幾人かの娘さん達はその地に着いて、慰安婦とはどんな仕事をするのかと思ってゐたら、何と売春だったさうな」というものである<sup>38</sup>。さらに、個人（慰安婦とされた人びとと同世代の日本人女性と思われる）の次のような証言もある。

昭和 17〔1942〕年、「慰安婦公募」が〇〇新聞の中段よりちょっと下に出ました。占領地での兵士慰安という小見出しがついていたので、私が履歴書を書きだしたところ、兄嫁に一何をするところかわかっているの！一叱られ、さとしつけられてやめました<sup>39</sup>。

「公募」「占領地」という語などは事実そのままではないかもしれない（当時の新聞ではあまり使用されていない）。しかし新聞の広告を何か別のものと取り違えることは考えられず、慰安婦ではなく娼妓や酌婦等の当時から売春と関係しているとよく知られていた別の語が使われていたとすれば、何をするところかわかっているのかと言われることはなかったはずである。慰安婦という語を用いた新聞の募集広告を見たというこの証言は信ずるに足るものと判断される。

## (2)情報の流布と「大陸行き」の忌避

これまでの説明でも触れたように、中国の占領地や満洲での、芸妓・娼妓・酌婦等は、日本内地では考えられないような「好条件」が保障されていた。前項で触れた新聞の募集広告では、多額の収入の保証をうたったものが多かった。前借金については、新聞の募集広告での情報が少ないものの、前述の「芸妓 2000、女中 1500」は相場より高い。

しかしこれも前述のように、最初に親が娘を「身売り」する際には、むしろ前借金を低く抑えるのが通常の選択である。また、異常に高額な月収が提示された場合、通常の判断力を持つ人間であれば、そこに危険性を伴う何かがあることを察知するであろう。

したがって、異常な高給や多額の前借金という条件の「大陸行き」の募集に応じたのは、

<sup>37</sup> 『都新聞』1937年2月10日付「満洲へ行ったら『高給事務員』とは『女給』」。

<sup>38</sup> 『読売新聞』1940年1月5日付投書「職工は職工がいい」。投書している人物の山脇光造という名前で、日本人と考えられるから、日本語の雑誌の記事であろうし、そうであるならば、日本内地の新聞である可能性が高い。

<sup>39</sup> 山田盟子『ウサギたちが渡った断魂橋（下）一からゆき・日本人慰安婦の軌跡』新日本出版社、1995年、51頁。



仕事が厳しい可能性等を承知している日本人女性であったケースが多いことが推測される。この点は、すでに、元日本人慰安婦の証言からも裏付けられ、それをもとにした研究で指摘されている。すなわち、山内馨子は、4000円ほどの借金を抱えていたなかで「南方の前線基地で働けば借金を返せる」と誘われて、1942年にトラック島にわたったとされており、城田すず子は、前借金2500円で、「借金を返済するためには外地に行くほかないと考え」澎湖島の馬公へ渡ったと証言している<sup>40</sup>。

ただし、そうした女性を「給源」に日本内地での慰安婦募集を続けたとしても、次第に求めているだけの人数の確保は困難になっていったことが推測される。なぜならば、おそらく給源には限りがあり、日本内地の遊郭等でも引き抜きに対抗した（例えば芸妓等の待遇を若干なりとも改善するなど）と考えられるからである。そうになると、さらに前借金を増額する等の対抗措置が取られることにもなる。1940年6月22日付の『都新聞』には、「前借金のレコード」という見出しで、これまでにない多額の前借金で東京にいる芸妓を、「大陸」から来た業者が引き抜いたという内容の記事が掲載されている。記事によれば、この芸妓は2300円の借金を抱えていて、しかし、その父親がまたお金を必要として、「住み替え」を行うことで3000円の借金を得ようとしていたものの「とても市内〔東京市内〕では相談になりそうでもないの」「大陸行き」となったという。そしてその条件は、痔瘻で入院している本人の入院費を「大陸の主人」が負担した上で、前借金7500円を認めるというものであり、「内地の周旋屋はただ茫然として」いる、とこの記事は伝えている。

7500円は、おおざっぱに言って一般的な労働者の年収の10年分程度であろう。同じような額の前借金の事例は、新聞の募集等でもほとんど、目にすることはできない<sup>41</sup>。

だが、この「前借金のレコード」では、「大陸」からの芸妓の引き抜きが、すでにこの時期に困難になっていたことの記述もある。この記事の最初の部分は次のように記している。

---

40 小野沢あかね「日本人『慰安婦』はどう集められたか?」、『戦争と女性への暴力』リサーチ・アクションセンター編『日本人「慰安婦」—愛国心と人身売買と—』現代書館、2015年、に所収。

41 ただし、これより高額の前借金の事例がないわけではない。『都新聞』1937年1月5日付「筑波雪子の春姿」によれば、もともと芸妓であってその後、映画女優として活躍した筑波雪子が「前借1万円」で芸妓に戻っている。また『都新聞』1939年2月20日付には「博多行き芸妓入用…1万円迄前貸ス紹介業者ノ申込可抱主出張中」との募集広告が掲載されている。この異常な額については何があるのかと考えた時、博多からさらに、占領地等への「転売」を行ったり、抱主が占領地等で経営する慰安所等で働かせることを予定しているのではないかというという推測も働く。というのは、福岡市には「大陸向け周旋業」が存在したこと（『都新聞』1940年7月29日付「娘三十人を売飛す」という記事にこの語が出てくる）、博多の料亭がビルマに移動して高級将校専用の慰安所を開いたという事例が伝えられているからである（小野沢あかね前掲論文）。ただし、いまのところそれを裏付ける史料は確認できず、推測にとどまる。なお、鳴海さだ「慰安婦部隊『別冊小説文庫 オール実話版』1949年11月号、には慰安所の経営者から「お前の借金が5万円という大金なので、内地にいたのではなかなか抜けない、戦地なら稼ぎもいいだろうから何とか頼むと言はれて、承知しましたと連れて来たのだ」との一節がある。興味本位に書かれた小説（元慰安婦の手記と銘打っているが）なので、信頼に足るとは言えないが、1万円以上の、想像もつかないような巨額の前借金が許容されていたのかもしれない。

芸妓引き抜きのために大陸から遥々周旋屋が上京したのは今から5、6年前の話、近頃になって漸く、引き抜かれていく芸妓やその親に、大陸に渡ってしまへばちょいと二度と再び内地へは帰れない、といふ事がわかって、最近では東京やその近県から大陸へ住替る芸妓はほとんど影をひそめてしまひました。

なお、日本内地において、1939年頃には、すでに慰安所に関する情報がある程度流布していたことも確認できる。前述のように「慰安婦」が何であるかよく知らなかった人物もいることも事実であるが、慰安所、慰安婦の語が説明なしに使われている事例が散見されるのである。例えば、占領地での金儲けをアドバイスする内容の、神田肅『大陸進出読本』新々社、1939年、では「最前線で慰安所を経営して万金の貯財を得た」云々（11頁）、「酒保は…追々軍直営でやる傾向がある。慰安所も同様で…」（13頁）の文言が見える。また、『大阪時事新報』1939年3月11日付に掲載された、従軍画家の雄川泉昌による「日章旗のはためくところ 半島女性は前線へ！」では、「半島人が実に沢山、軍の通訳になって働いている。その他所謂“慰安所”の半島人女性たち」もいることが記されている。

付け加えれば「慰安婦」の語は用いられていないが、『都新聞』1937年10月9日に刑されている、戦地を訪れたある俳優の手記は「陣中に咲く大和撫子」の見出しを付けており、そのなかには次のような一節もある。

郎坊、豊口には思いがけぬ大和撫子の花の群が色とりどりの服装で、紅、白粉の匂いを漂わせて陣中慰藉の、大役を引き受けて居る。

アンペラに囲まれた小舎や、又は貨車を借受けて、その入口に、アンペラの帳をおろして、これを出入りする乙女の姿を見ると「玉簾の奥や、ゆかしき…」という風情を偲ばせる

この文章から、戦地に兵士の性的欲求を満たすための女性がいることを認識することは十分可能であろう。

もちろん、これらの記事は慰安所での慰安婦の強えられる苛酷な現実を伝えるものではない<sup>42</sup>。とは言え、例えば、日本内地の芸妓・娼妓・酌婦等が「大陸行き」の仕事の誘いを受け際、軍の慰安婦の話を知っていて、それを自分の選択の判断材料にすることはあつただろう。そこでは、兵士を「慰安」するという仕事に意義を見出すということもあるだろうが、一方で、戦場での仕事の危険性を考えて、「大陸行き」を避けたいという気持ちが生じる場合もあつたはずである。

そして、前述のように、1942年に慰安婦募集の新聞広告を見て応募しようとして兄嫁に止められたという証言もある。少なくともこの頃には、家庭の主婦である女性も含めて、日本人の大人たちの間では、慰安所・慰安婦が何であるのか、知る者が多くなっていたのではないだろうか。さらに付け加えれば、戦争終結直後、日本内地に作られた米軍人相手の売春

---

<sup>42</sup> 前述の雄川泉昌の文章も、慰安所で働く「半島人の女性」が「朗らかに日本国民であることを誇りとして」いるというような、おそらく皮相的な観察に基づいた、日本帝国や軍が望んでいる朝鮮人女性の姿を記しているのみで、慰安婦の悲惨な現実には触れられていない。

施設で働く女性の募集広告において、わざわざ「非慰安婦」「慰安婦に非ず」と記しているものがある<sup>43</sup>。戦争末期には、慰安婦が何を意味するかは、日本人の大人の間ではよく知られていたと見てよいのではないだろうか。戦場に赴いた、つまり慰安所・慰安婦の存在を知っている日本人男性は相当数にのぼり、彼らが様々な場所でそれを語ったことを考えれば、このことは当然とも言えよう。

### (3)民衆生活の「好転」の影響

以上、すでに芸妓・娼妓・酌婦等であった日本人女性たちは「大陸行き」を忌避するようになり、またそれ以外の女性たちにも日本内地では次第に慰安所・慰安婦が何であるのか知られるようになっていたことを述べた。このことで、日本人女性の間で、慰安婦を募集することは困難になっていった。

ただし、日本人女性の「慰安婦候補者」が減少したのは、そうした点のみによっているわけではない。戦時下の経済状況や日本政府の施策も関係していた。

経済状況について見れば、青年男子の兵士としての動員が増大、軍需工業の生産拡充に伴い労働力不足が問題となり、それまで男子労働者が担っていた職種を含めて女子労働力の活用が進んでいく。都市では工場、官公署、鉄道等でも女性が職場進出を果たす。農村でも、農業生産に従事するだけでなく、それ以外の場所での労働の機会も増加した。農村周辺にできた工場、鉱山や炭鉱等でも女性は働くことになったのである。

そうしたなかで、戦時下、下層労働者や貧農の生活は、ある意味では好転していた。もちろん、働き手が兵隊として取られたために、あるいは「平和産業」に従事していた者が転廃業を強いられて、困難に直面していたという人びともいることは否定できない。だが、最低限の生活を維持しうる仕事を見つけることはできる環境はあり、現金収入の機会は増えていたのである。

また、そうした戦時下に増えていた雇用の場所を見つけるための環境も整えられていた。1938年に新たな職業紹介法等の関連法令が公布、施行され、職業紹介・労働力統制政策も強化されたのである。これは、原則として職業紹介は国営の職業紹介所が実施するという点を主眼としていた。このため、市町村立の職業紹介所を国営に移管が実行されるとともに、国営職業紹介所の増設、人員拡充が図られた。また、職業紹介所には連絡委員が国費の補助の下でおかれ、彼らが地域レベルでの求人の充足に協力することとなった。そして、営利職業紹介は、この時点で事業を行っている者およびそれを相続した者のみが事業を行うものとし、労働者募集事業についても、募集そのものを許可制とする、文書の掲出・頒布による募集行為も所轄する職業紹介所へ検閲申請、検印を受けることを義務付けるなど、取締りを強化した。

その一方で、芸妓・娼妓・酌婦の紹介周旋業については従来通りの警視庁・各府県警察の規則による取締りが続けられた。また、工場であれ、商店や各種事務系の事業所であれ、個人的な伝手をたどって就職することは妨げられてはいない。

---

<sup>43</sup> 例えば『東京新聞』10月27日付の国際親善施設協会の広告。ここではダンサーや喫茶女店員の募集となっているので、実際に売春を強要されない職種であったと考えられなくもない。

しかし、前述のような措置によって、日本内地では、国営の職業紹介所（1941年に国民職業指導所と改称、さらに1944年に国民勤労働員署と改称）を利用して、就職する機会は増大した。言い換えれば、困窮した家庭の娘の働き口を紹介するといつて、人身売買を行う悪質な誘引人が活動する余地が狭まったのである。

さらに、戦線の拡大にともなう青年男子の軍事動員の展開のなかで、女性、とりわけ未婚女性は「職場進出」を迫られるようになった。もちろん、同じ時期には、遊郭やカフェー自体が整理されていったので、そこで働いていた日本人女性たちは、慰安婦としてのリクルートの対象となったかもしれない。そして、多額の借金を抱えて、慰安婦になるほかそれを返済（肩代わり）の方途がないという日本人女性が、慰安婦となることを、選択せざるを得なかった可能性は高い。しかしそうでない者の場合は、工場労働等のほかの職に就くことを選んだだろう。なお、まったく教育を受けていない者の場合、転業先の業種は限定されるが、娼妓等でも「無学」の者は日本内地では少数である。1926年時点での調査によれば、「無学」の者は娼妓で16%程度、芸妓はゼロとなっていた<sup>44</sup>。

なお、軍需工場への勤労報国隊として、芸妓・娼妓・酌婦等の職に就いていた者が動員されているケースも確認できる<sup>45</sup>。必ずしも受入側が高評価を与えているわけではないが<sup>46</sup>、日本人女性の場合、戦場の慰安婦以外に“銃後の活躍の場”は決して少なくなかったのである。

#### 4、総力戦下の朝鮮人慰安婦募集

##### (1)慰安婦募集における朝鮮人依存

日本人女性のなかから慰安婦を募集することが困難となっていたなかで、それを必要としている日本軍や関係業者が取りうる方策は、慰安婦の給源を占領地等にいる女性や日本帝国の外地＝植民地の女性に求めることであった。このうち、占領地にいる女性を慰安婦とする方策は防諜上の危険性、宣撫工作にマイナスの影響を与える等の問題がある。

これに対して、植民地についてももちろん、民衆の反発を招きかねないという問題はあるものの、それ以前の時期から、女性の「身売り」がそう珍しくない状況にあれば、影響はそう大きなものとはならない。そして、2千数百万の人口を有していた朝鮮では、戦時下においても、経済的に困難を抱え、「身売り」せざるを得ない状況に追い込まれた女性たちは多数いた。日本内地と異なり、朝鮮では、大量の青年男子が出征することはなく、女性労働力の動員は相対的に少数にとどまった。また、戦時下の朝鮮では産業開発が進んだとはいって

<sup>44</sup> 草間八十雄前掲書、102、104頁。なお、同書によれば、警視庁令の芸妓営業取締規則には、尋常小学校の課程を修了していない者の芸妓営業を許可しないという規定があり、芸妓において「無学」がゼロとなっているのはそれが関係している。

<sup>45</sup> 古河電気横浜電線製造所の関係者は「特殊飲食店の報国隊を一時使った…カフェーの女給など」「芸者も来たことがある」と述べている（工場管理研究所編『勤労報国隊と女子挺身隊』三和書房、1944年、125頁）。

<sup>46</sup> 前述の古河電機横浜電線製造所の関係者は、特殊飲食店の女性については「大分手古摺った」と述べている。ただし一方では「女給さんも段々よくなってきた」、芸者は意地があつていい。芸者はかういふ仕事には向かないなどと言はれるのが口惜しいといふので、一生懸命やる」とも述べている（工場管理研究所編前掲書、126頁）。

も、工業や商業やサービス業等での女性の雇用機会が飛躍的に増加したわけではない。就学率も戦時下に高まるものの、なお、学校に通う機会を得られなかった女性が多かった。そうした女性が就くことができる仕事は限られていたのである。しかも、前節で述べたように、総力戦以前から満洲方面との女性の人身売買のネットワークも存在し、日本人女性よりも“調達のコスト”は安価であった。

こうしたなかで、慰安婦とする女性の給源として、朝鮮の比重が高まっていくこととなる。統計的にそれを裏付けることは不可能であるが、日本軍が進出した先の地域では、朝鮮女性たちの姿が目立っていたことは、同時代の新聞や雑誌の記事からも確認できる<sup>47</sup>。元兵士たちの戦後の証言などでも、慰安所にいた女性のうちで朝鮮人が多かったことはしばしば語られることである。

## (2)朝鮮の職業紹介行政再編

では、戦時下の朝鮮において、慰安婦はどのように集められたのであろうか。この点について、労働力統制等の職業紹介行政、行政機構の果たした役割はどのようなものであったのだろうか。そもそも、朝鮮では、日本内地と職業紹介行政の根本的な法令が異なる。1938年に全面改定された職業紹介法は日本内地のみの施行であり、朝鮮ではこれに代わるものとして1940年1月11日制令第2号朝鮮職業紹介令が施行される。そのもとの諸規則や行政機構も日本内地とは異なり、労働力統制等の政策展開も独自の形態をとらざるを得なかった。このことは慰安婦の募集とどう関係しているのだろうか。

この点についての研究は長らく不在と行ってよい状態であった。そうしたなかで、韓恵仁は、戦時下の朝鮮の労働行政の再編についての事実関係を整理したうえで、それが慰安婦募集とどのようにかかわっているかについて解明を試み、「総動員体制下職業紹介令と日本軍慰安婦動員一帝国日本と植民地朝鮮の差別的制度運営を中心に一」（『史林』第46号、2013年10月、ソウル、本稿での引用の日本語訳は外村による）を発表した。

韓恵仁は、この論文で次のような点を述べている。すなわち、①1940年1月15日に出された朝鮮総督府令第7号朝鮮職業紹介令施行規則の条文は日本内地で発表されたもの（『職業時報』1940年4月号掲載）と朝鮮内で発表されたもの（韓恵仁は樋口雄一編『戦時下朝鮮人労働動員基礎資料集V』緑蔭書房、2000年、301～313頁に掲載のテキストを参照している。これは、慶尚南道労務課『労務関係法令集』1944年、1月、の影印版である）では異なっている。前者では、芸妓・娼妓・酌婦等の紹介周旋業と営利職業紹介との兼業禁止の条文は、第16条13の部分であるが、後者では第25条でその旨が記されている、②朝鮮内での朝鮮職業紹介令施行規則にもかかわらず、実際には、朝鮮職業紹介令のもとで芸妓・娼妓・酌婦等の職業紹介を行いうるようになっていた、③というのは朝鮮職業紹介令施行規則第25条では、芸妓、娼妓、酌婦等の職業紹介に関して別に必要なる事項を定めるとしていたからであり、その別に必要な事項を定めたものは1940年1月27日付の各道知事宛の朝鮮総督府警務局長通牒「朝鮮職業紹介令施行に関する件」である、④通牒「朝鮮職業

<sup>47</sup> 前掲の雄川泉昌の記事のほか、例えば、『実話読物』1938年7月号掲載の座談会「新天地北支ではどんな商売が儲かるか」では、出席者の一人が現地の様子として「首から上をドス黒く白粉焼けの小母さんが、股の間に柳行李を挟んで朝鮮服の半島の唄姫達を7、8人も引具して俵を飛ばしているのなんか、なかなか威勢がいいね」と述べている。

紹介令施行に関する件」の第3項では、前借金や手数料の規定があり、また第5項では、芸妓・娼妓・酌婦等の紹介周旋業に関わる者であっても、「特に支障なし」と警察が認めれば、労働者募集を行い得るとしている。以上をもとに、韓恵仁は、朝鮮総督府が業者を選定して、芸妓・娼妓・酌婦等の職業紹介を展開したとの見方を提示している。

だが、①～③はいずれも誤りや、不十分な理解に基づく説明である。まず、韓恵仁が参照した、『職業時報』1940年4月号掲載と樋口雄一編の資料集掲載のもの＝慶尚南道労務課編『労務関係法令集』の条文は同じである。すなわち、朝鮮職業紹介令施行規則第16条は「紹介業者は左に掲ぐる行為を為すことを得ず」としその13は「芸妓娼妓酌婦又は之に類するものの周旋をなすこと」、第25条は「本令は芸妓娼妓酌婦其の他之に類する者の職業紹介には之を適用せず／前項の職業紹介に関し必要な事項は別に之を定む」である。なお、当然ながら、法令の条文について正確を期して確認するとなれば、『官報』、『朝鮮総督府官報』にあたる必要がある。朝鮮職業紹介令規則の条文は、『朝鮮総督府官報』1940年1月20日付の号外に掲げられており、前記のものとまったく同じである。

②は③、④と関係がある。そもそも、果たして朝鮮職業紹介令施行規則第25条で、本令は芸妓・娼妓・酌婦等の職業紹介には適用しないと述べているのに真逆の決定がなぜ出されるのであろうか、しかも、ここでいう「本令」とは制令として出している、つまりは朝鮮総督が天皇の勅裁を得ている、朝鮮職業紹介令であり、それについての規定を、警務局長の通牒レベルで否定できるようなものなのか、という疑問が生じる。この点について結論を述べれば、警務局長通牒「朝鮮職業紹介令施行に関する件」は、芸妓・娼妓・酌婦等の職業紹介に関する規定ではない。若干、関連するのは、韓恵仁が言及している第3項と第5項である。第3項は、営利職業紹介を行う者についての規定である。営利職業紹介は、女工や家事使用人、商店員等を取り扱うものであり、そうした職種で紹介でも手数料は発生するし前借金の設定もありうる。それについての規定なのである。つまり、この箇所の記載は、特別に、芸妓・娼妓・酌婦等にかかわる規則＝紹介周旋業を対象とする規則として記されているものではない。また第5項は労働者募集事業についての規定であり、ここで言う労働者とは工場や鉱山・炭鉱等で働く労働者のことである。労働者募集事業を行う者が芸妓・娼妓・酌婦等の周旋を兼業することは「特に支障なし」と警察が認めたかぎりでは可能であるということについては韓恵仁の理解は正しいが、この部分も紹介周旋業者をどう統制するかを述べたものではない。要するに、この通牒は朝鮮職業紹介令の細かな部分について趣旨の徹底を図るためのものなのである。これを、朝鮮職業紹介令施行規則第25条のいう、芸妓・娼妓・酌婦等の職業紹介について別に定めたものとはみなすことはできない。

では、別に定める規則や法令は何であろうか。各道警察部の芸妓、娼妓、酌婦等の紹介周旋業についての取締規則がそれにあたると見るのが自然であろう。それ以前から出されていた規則であれ、新たに整備したものであれ（一部の道では、朝鮮職業紹介令の施行後、それを整備していることも確認できる）、朝鮮職業紹介令とは別に警察の取締りによって、芸妓、娼妓、酌婦の職業紹介が（正確に言えば職業紹介とともに自営業たる芸妓・娼妓・酌婦の営業の場所の紹介、周旋の行為が）規制されたのである。実際に、京城府職業紹介所が出している冊子では「芸娼妓酌婦等の接客業者の職業紹介に就ては現在道令を以て夫々警察上の取締を受けてをりますが、本令〔＝朝鮮職業紹介令〕では右接客業者以外の者を対象と

する紹介事業に就て規制されてゐるのであります」と述べられている<sup>48</sup>。

ただし、ここで注意すべきは朝鮮の場合、それ以前から営利職業紹介事業、つまり民間の業者が、お金を介在させて職業紹介を行う行為において、女工や家事使用人、商店員のみならず、芸妓・娼妓・酌婦等を扱いうることになっていたことがある。そして、このことは、1940年以降も、朝鮮では許容されていた。この点については、尹明淑と韓恵仁がすでに触れている。だが、ここでも法令についての理解不足と誤解がある。事実関係を整理し、説明すれば、次のような扱いとなっていた。

まず、尹は1940年1月施行の朝鮮職業紹介令と同施行規則によって「新たに国営となった職業紹介事業は労務動員に焦点が合わせられ、以前の府営の営利職業紹介所での芸娼妓酌婦などの紹介は禁止された。これによって、接客業者の周旋業は私営である人事紹介所に一本化されたのである」と述べているが<sup>49</sup>、もともと府営の営利職業紹介所は存在せず、したがって府営職業紹介所が芸妓・娼妓・酌婦等の職業紹介を行った事実は確認できない。しかも、朝鮮職業紹介令施行規則第16条は、営利職業紹介を行う者について「芸娼妓酌婦若は之に類する者の周旋」を行うことを禁じている。ところが尹明淑はこの条文についての説明は行っていない。また、韓恵仁は前述のように、朝鮮職業紹介令施行規則にもかかわらず、それをいえたとしているが、誤りであることは前述の通りである。

では、朝鮮における営利職業紹介所が1940年1月以降も芸妓・娼妓・酌婦等の周旋を行う法的根拠はなかったかと言えばそうではない。実は朝鮮職業紹介令施行規則には附則が存在していた。そこでは、本令が発布の日より施行されることなどのほか、次のような文言があった。

令附則第二項の職業紹介事業者若しくは労務供給事業を行う者又は其の同居の戸主、家族若しくは従事者にして本令施行の際現に第十三条、第十八条、第二十九条又は第三十二条の規定に依り禁止されたる営業又は行為を為す者は本令施行後二月以内に事業所所在地を管轄する道知事に許可を申請すべし

前項の者は前項の申請に対する許可ありたるときは本令施行の日より一年を限り不許可の処分ありたるときは其の日迄其の営業又は行為を為すことを得<sup>50</sup>

この附則にいう「第二項の職業紹介事業者」とは営利職業紹介事業を行う者であり、第13条には、彼らが芸妓・娼妓・酌婦等の紹介周旋にあたることの禁止の規定が含まれている。後段の部分はそれらの者は道知事に申請して許可されれば1年はそれを続けられる、ということである。つまり、この附則が述べているのは、すでに営利職業紹介を行っており、そこで芸妓・娼妓・酌婦等の紹介周旋業を兼業としている者について、道知事の許可があれば、経過措置として1年間はそれを続けてもよい、ということである。

したがって、朝鮮では日本内地に比べて規制が緩く、芸妓・娼妓・酌婦等の紹介周旋業者

<sup>48</sup> 京城職業紹介所『朝鮮職業紹介令実施に就て』1940年。

<sup>49</sup> 尹明淑前掲書、305頁。

<sup>50</sup> この附則は、京城職業紹介所の前掲小冊子で確認できる。

となりうる者の範囲が広がったことは確かである。法令についての誤解はあったものの、日本内地と朝鮮の法や制度を比較し、尹明淑、韓恵仁がその点を指摘したこと自体は間違いではない。

ただし、そのことと、行政当局が芸妓・娼妓・酌婦等の紹介周旋業者との関係が、密接であり、行政当局が彼らに何らかの指示を出していたかどうかということとは別の問題である。行政当局が行うのは、これらの業者の営業の許可や、あるいは営利職業紹介業者がこれらの兼業の経過措置としての許可に過ぎない。各道の紹介周旋業に関する取締規則でも、もちろん、朝鮮職業紹介令や朝鮮職業紹介令施行規則でも、芸妓・娼妓・酌婦等に従事する女性を集めるべきことを関連業者に命じることができる条文は存在しないのである。

例えば理髪店や食堂経営と行政当局との関係を考えてみよう。その際には理髪師の免許や調理師の免許を持つ者が関係当局から開業の営業許可をもらうことになる。だがどんな髪形で理髪を行うかや食堂のメニューまで行政当局が指示することは不可能である。同様に行政当局者と紹介周旋業者との関係は、その営業許可を与えるだけのことであり、当然ながら慰安婦を集めよ、ということを示唆するような権限はない。

### (3) 動員関連法令と慰安婦募集の関係

しかし、よく知られているように総力戦下においては、日本帝国はその国民を特定の事業所で働かせる命令を下すことができた。1938年に公布、施行された国家総動員法とその後に出された様々な勅令（国民徴用令や国民勤労報国協力令、女子挺身勤労令、学徒勤労令など）がその根拠となっていた。

だが、これらの法令は、女性たちを集めて慰安所で働かせたこととはまったく関係がない。国家総動員法に基づいて徴用（雇用関係を伴う仕事の従事）ないし協力（雇用関係を伴わずに仕事を行うこと）させることができるのは、「総動員業務」について、である。その総動員業務は、国家総動員法第3条に列挙されており、その内容は総動員物資（これについての規定は国家総動員法第2条に列挙）の生産、修理や、国家総動員上必要な運輸、通信、衛生、救護、研究、情報の啓発宣伝等であり、“兵士に対する慰安”は含まれない。国家総動員法第3条では勅令を出して、特別にある種の職務を総動員業務に加えることはできるが（実際に、軍事上必要な土木工事が勅令で総動員業務に指定された例がある。これは1939年7月5日公布施行の総動員業務指定令による）、“兵士に対する慰安”を総動員業務とすることを指定する勅令が出された事実はない<sup>51</sup>。

ただし、朝鮮では国家総動員法の諸法令に基づかない労働者の動員が行われていた。官幹旋と呼ばれる方式がそれである。官幹旋はその手続きを定めた法令は特に存在しないが、朝

---

<sup>51</sup> 付言すれば、朝鮮人男性の労務動員（日本政府の閣議決定した動員計画に基づく労働現場への配置）も、朝鮮での国民徴用令の本格的発動、具体的には1944年9月の時点より前のケースは、国家総動員法とは関係ない。言い換えれば、法律的には行政当局の命令に基づく強制ではない。これに対して、日本人男性の間では、1939年以降、多くの人びとが国家総動員法という徴用や協力の対象となった。このことをもって、一部の日本人は日本帝国の加害性を否定し、むしろ日本人のほうが過酷な犠牲を強いられていたかのように言うが、もちろんそうではない。



鮮総督府の「要領」によれば、動員先、人数等を総督府が決めて、府邑面の職員が必要な要員を集めることになっていた。

しかし、慰安婦に関して、官斡旋が行われたことを示す史料は確認されていない。もちろん、史料が確認できないこととその事実がなかったこととはイコールではない。とは言え、官斡旋によって慰安婦が集められたとすれば、それに関わる公文書等が相当数作成され、証拠隠滅しきれなかつたであろうし、現存する公文書のなかにも何らかの言及があつてしかるべきであろう。そして、芸妓・娼妓・酌婦等のリクルートを手掛ける紹介周旋業、誘引人が活動していたことを考えれば、慰安婦を集めるためにわざわざ組織的な手続きをとって官斡旋を行う必要はなかつたと見るのが妥当であろう。

#### (4)朝鮮における監視と統制の限界

周知のように、慰安婦とされた韓国人女性たちは、働く場所を紹介するとして騙されて連れていかれたことを証言している。誘引人らが虚偽を述べ、騙して慰安婦としたのである。

このような行為はもちろん、違法である。紹介周旋業の取締規則は、道ごとに若干の差異はあるにせよ、無許可で、芸妓・娼妓・酌婦等の紹介、周旋は行い得ないし、許可を得ていたとしても虚偽を述べたの紹介・周旋は処罰の対象となる。さらに言えば、虚偽を述べたり、脅したりして人間をどこかに連れ出すこと自体が刑法に触れる犯罪である。

こうした、悪質な行為が横行することは、社会秩序の不安定化の原因にもなりかねない。しかし、厳格に規制や取締りを行ったとすれば、おそらく、朝鮮内で慰安婦とすべき女性を集めることは非常に困難になつたはずである。誘引人の違法行為について、警察当局がある種の「見逃し」を行っていたことが推測できる。例えば、若い女性たちを何人か連れて男が鉄道や船舶を利用して移動した場合、列車内で、あるいは乗船の際の警官による職務質問で、紹介周旋業の許可の有無、女性たちの年齢、虚偽による募集ではないか、などをチェックし、悪質な人身売買を摘発することは十分可能であつた。実際にはそれが行われていなかったのであろう。

ただし、警察の十全な監視のもとで、紹介周旋業者の活動を完全に統制することはもとより不可能であつた。植民地朝鮮において、人びとの活動は様々に監視され、統制を受けたことは事実であるが、行政当局が一人ひとりの行動のすべてを把握していたわけではないのである。

この点に関連して参照すべきこととして、戦時下の日本内地への密航の横行という事実がある。労務動員政策が展開されていた時期には、朝鮮人たちが、勝手に希望する（つまりは条件のよりよい）職場に就労することを阻止すべく、密航対策が強化された。だが、戦時下も密航は盛んに行われていた。それは、通常、ブローカーに金銭を払い、釜山付近の隠れ家に滞在して機会を待ち、船舶の準備ができたなら、そこに集められたほかの密航希望者とともに、船に乗り込み玄海灘を渡るという方法で行われた。ブローカーの組織は、元締めの下に村落を回って密航希望者を見つけ出す者がおり、その連絡はお互いに秘密裏に進められたとされる。これは、女性の人身売買を行う誘引人の組織、連絡と似通っていると言えよう。

こうした密航ブローカーを摘発すべく、朝鮮側の警察当局は対策を講じていた。密航対策の警官を配置し、スパイを用いた内偵調査も進めていたとされる。こうした努力によって、

1938年頃の場合、年間に100人程度はブローカーを捕まえていた。だが、一度捕まってもその後もブローカーを続ける者が多かったとされる。これは、ブローカーとして捕まっても「罰金を払えばよい」という感覚でいたためであった。罰金は200円以下であり（初犯であればそれほど多額ではないであろう）、密航ブローカーとして活動を続けて収入を得ることを考えれば、そう負担にはならなかったのである<sup>52</sup>。この点も、女性の人身売買に関与する誘引人とよく似ている。

こうしたなかで、戦時下も警察当局は密航を根絶させることはできなかった。日本内地側で発見された（言い換えれば、日本内地に渡るという意味では密航を成功させた）朝鮮人密航者は、1939年7400人、1940年5885人、1941年4705人、1942年4810人と多数であった。つまり毎年、何千人の人びとが、警察当局に知られないまま、勧誘され、朝鮮の外に移動していたのである（もちろん、密航を成功させて無事、日本内地での生活を続けた者もいるわけであり、警察の知らないところで移動した者は何千ではなく万単位である可能性が高い）。戦時下の朝鮮は、それが可能な社会であり、警察当局の監視、統制の行き届かない空間が広がっていたと見なければならぬ。

したがって、朝鮮における慰安婦の募集においても、警察当局に知られないままに遂行していたケースは相当にあるだろう。そうしたなかで、脅しを背景に、あるいは虚偽、甘言を用いた、悪質な募集が進められたと見るべきである。

そして、そうした悪質な誘引人の行為は、摘発された新聞記事等になったとしても（実際にそうした新聞記事は存在するにせよ）、それを知る朝鮮民衆は少なかった。新聞の発行部数自体が少なく、そもそも当時の朝鮮では識字率はそう高くなかったためである。

#### (5)戦争末期における状況変化

以上からは、日本内地と比較した場合、朝鮮では慰安婦となるべき女性を集めやすい環境があったと見ることができる。もちろん、朝鮮人は自分や自分の身近な存在である女性たちの「身売り」を必死で避けようとしたであろう。だが、警察当局の取締りによる摘発の可能性が小さく、経済的に困窮した女性が多数いたことで、紹介周旋業者や誘引人は多大なコストをかけずに（詐欺的募集等の手段を用いることで）慰安婦を集めていたと見る事が可能である。

ところが、戦争末期になると、若干の状況変化があり、朝鮮における慰安婦の募集はそれ以前に比べて困難になっていた。その変化とは次のようなものであった。

まず、慰安婦募集が続けられるなかで、朝鮮社会では、それに関わる情報が広まっていたことがある。新聞等のメディアが普及していない当時の朝鮮では、噂話が情報の流通に重要な役割を果たしていた。そして、これまでの研究が明らかにしているように、戦争末期には女子挺身隊等の名を語って、女性を連れていき、売春を強要させる等の噂話が語れるようになっていた。このことは、誘引人らの活動に対する民衆の警戒を高めたはずである。

これに加えて、甘言で騙しうる女性、つまりは困窮し生きるための職を必死で探していた女性の減少という変化もおそらく起こっていた。これは朝鮮全体の労働力不足が生じてい

---

<sup>52</sup> 以上の密航のブローカーの実態、取締りについては、李錫柱「玄海灘密航夜話」（『朝鮮日報』1938年4月14日付～1938年4月21日付）を参照。

たことの影響によるものであった。

総力戦突入後も、朝鮮では労働力に余裕があると行政当局は見なしていた。農村には「過剰人口」が滞留しており、日本人に対して行われているような大量の兵力動員、労務動員は朝鮮人にはなされていなかったためである。だが、そもそも、農業労働力自体も余剰があるわけではないことを、朝鮮総督府の農業担当の官僚が認めていたし、少なくとも 1943 年頃までには、労務動員は「半強制的」に要員確保を遂行していることを関係者が述べるような状態となっていた<sup>53</sup>。そして、1944 年には朝鮮での徴兵が実施され、労務動員の規模も拡大していたのである。

こうしたなかで、朝鮮総督府は、朝鮮女性たちが農業生産においてより大きな役目を果たすよう求めていた。行政当局に言われるまでもなく、基幹的な男子労働者を失った農家ではそうしていたであろう。また、農村にとどまり、他人の家の手伝い等でなんとか生活を維持していた最底辺層の人びとも就労し食糧を得る機会を増やしていたはずである。そのことは、“娘の身売り”を考えざるを得ない朝鮮人の親を減少させたはずである。

#### (6)1944 年の募集広告の意味

このようななかで、1944 年には朝鮮内の新聞で、慰安婦の語を用いた募集広告が掲載される。日本語紙の『京城日報』1944 年 7 月 24 日付と朝鮮語紙の『毎日新報』1944 年 10 月 27 日に出されたものの 2 つが確認されている。前者は今井紹介所、後者では「京城府鍾路区楽園町 195 朝鮮旅館内」の「許氏」の名前があり、これが連絡先であり、広告を出した主体と見ていいだろう。

これについてはすでに、先行研究でも紹介されており、史料から読み取れることについても言及がなされてきた。そして、韓恵仁の前掲論文では、この募集広告の主体、これを出すことと行政当局や軍との関係についても、分析を述べている。しかし、その分析については、問題があり、やや細かい事ではあるが、その点について述べておく。

まず、韓恵仁は、今井職業紹介所について、これは芸妓・娼妓・酌婦等の紹介だけではなくほかの様々な職種の職業紹介も行う営利職業紹介所であると判断している。前述のように営利職業紹介所が芸妓、娼妓、酌婦等の紹介を行うことの兼業は、朝鮮職業紹介令施行後 1 年のみの経過措置とされていたので、1944 年ではそれは不可能なはずである。もっとも、韓恵仁がこの論文で述べているように、日本内地では 1941 年にその規制が緩和されているので、朝鮮でもこの時点で一般の営利職業紹介所で芸妓・娼妓・酌婦等の職の紹介を扱っていた可能性はある。その点の事実関係は不明であるとして、問題は、韓恵仁が今井紹介所を営利職業紹介所とした根拠である。彼女は、芸娼妓紹介業を主に行う営業者（＝紹介周旋業者）の場合は看板を出さずに営業をしなくてはならなかったのが、今井紹介所は、紹介周旋業ではなく営利職業紹介所である、という奇妙な説明をしている。だが今井紹介所というのは屋号であり、屋号があることと、看板を出すか出さないかということは、まったく別の話である。さらに、韓恵仁が、芸娼妓紹介業（＝紹介周旋業）では看板を出すことができないという説の根拠としている、『朝鮮総督府官報』1940 年 6 月 11 日付の「紹介営業取締規則」の第 11 条では「紹介営業者は営業の種別、住所、氏名（屋号あるものは屋号）を記したる

<sup>53</sup> 田原実ほか「座談会 朝鮮労務の決戦寄与力」『大陸東洋経済』1943 年 12 月 1 日号。

看板（様式第3号）を店頭に掲ぐべし」と記されている。“掲げてはならない”ではなく「掲ぐべし」であり、言い換えれば韓の理解とは逆に、規則によれば紹介周旋業者は看板を出さなければならなかったのである。なお、この規則は全羅南道知事が出した全羅南道令であり、おそらく今井紹介所は京畿道に事業所を置いていると思われる（『京城日報』は全朝鮮をカバーするとは言え、配布されるのは主に京城である）から、適用をうける規則は京畿道で出したものであろう。そこで1922年6月1日から施行されている京畿道令の紹介営業取締規則を参照すると、第9条に「業者は営業種目並に其の住所、氏名及屋号を記したる看板を店頭に掲ぐべし」とある<sup>54</sup>。

次にもう一つの募集広告について、韓恵仁は、次のような説明を行っている。すなわち、「許氏」は芸娼妓等の紹介を専門に行う業者（＝紹介周旋業者）であり、その募集行為は朝鮮職業紹介令に基づいて行われた。その手続きは、「軍慰安所を経営する業者は求人申請を新聞発行地である京城府に提出し、募集従事者として人事紹介業者〔紹介周旋業者〕である許氏を雇用する。京城府が求人許可を出せば、供出業務は慰安所経営者が雇用した許氏とともに、府郡島官庁の官吏が担当する」というのである。しかし、紹介周旋業の営業は朝鮮職業紹介令とは無関係である。朝鮮職業紹介令施行規則第25条に「本令〔朝鮮職業紹介令〕は芸娼妓酌婦其の他之に類する者の職業紹介には之を適用せず」とあり、「慰安婦」は「之に類する者」に該当するからである。また、朝鮮職業紹介令には、求人申請を府に提出して許可を受けるという手続きは記されていないし、「供出業務」を誰が行うかの条文もない（「供出業務」やこれに類する語自体、そもそも朝鮮職業紹介令では出てこない）。おそらく、韓恵仁は、朝鮮職業紹介令施行規則に記されている、労務者募集に関する手続きと混同している。同規則第39条には、募集従事人や応募者の就業すべき就業場の所在地、事業の種類等を道知事に申請し許可を受けた後に労務者募集を行うことになっている。しかし、ここで言う労務者にも、芸妓・娼妓・酌婦その他これに類する者は含まれない。前述の朝鮮職業紹介令施行規則第25条から考えてもそうであるし、日本内地の類似の法令についての行政担当者自身の解説でも、労務者とは「職工、鉱夫、漁夫、土工夫其の他の人夫」であることが記されている<sup>55</sup>。そして、府郡島の官吏が、労働者募集に関与することは、朝鮮職業紹介令にも同規則にもまったく記されていない。

ただし、今井紹介所は、名前から考えて、紹介周旋業ないし営利職業紹介所であったことは間違いなさであろうし、そうだとすれば、韓恵仁の指摘するように、彼らが慰安婦の募集を行うことを行政当局は知悉しており、認めていたとしてもおかしくはない。許氏のほうは紹介周旋業者という可能性もあるが、断定はできない。慰安所を経営している者あるいはその代理人が京城府に出張していたという推測も成り立つ。前述のように1930年代半ばには満洲の料理屋の主人が東京に出張してきて芸妓を連れていくということが行われていたし、日本内地の新聞の募集広告でも、飲食店の経営者が出張して旅館等を連絡先にして活動する事例は確認できるからである。

韓恵仁はまた、新聞広告を出すことについても行政当局が知っていたと推測しているが、

<sup>54</sup> 京畿道令の紹介営業取締規則については、前掲の中央職業紹介事務局「本邦ニ於ケル営利職業紹介事業調査」1931年、に収録のものを参照した。

<sup>55</sup> 木村忠二郎『民営職業紹介事業労務供給事業労務者の募集事業関連法令解説』有斐閣、1939年、183頁。木村忠二郎は厚生事務官で、後に厚生事務次官となっている。

この点についても、裏付けは希薄と言わざるを得ない。なお、慰安婦を公然と集めること自体が倫理的、道義的に大きな問題であるとはいえ、当時の法令に触れる行為ではない。日本内地では、労働者募集等の新聞広告に対する規制が行われているが、朝鮮ではそれは確認できず、行政当局の許可を得た者が芸妓、娼妓、酌婦やこれに類する者の職の紹介を行うこと、そのために新聞広告を出すことは取締りの対象ではないのである。

さて、この新聞の募集広告については、日本の加害性を認めない、あるいは重視しない論者は、“朝鮮女性が見て慰安婦の募集に応じた”、つまり“強制ではなく自ら望んで朝鮮人女性は慰安婦となった”という主張の論拠として利用している。しかし、歴史学の分野で慰安婦に関する実証研究をリードしてきた吉見義明らは、これとは異なる解釈を示している。その内容は、朝鮮人女性たちが、新聞の募集広告を見て、連絡先に申込みというケースはほとんどなかったのであり、むしろ、慰安婦を募集しようとしている者、女性をだまして連れて雇用としている人びとに対して向けられていた、というものである<sup>56</sup>。ただし、日本の加害の責任に向き合おうとしている研究者の中でも、これとは異なる見解を取る論者もいる。『毎日新報』の広告の解釈として、倉橋正直は、「お金の論理が働き、本人の納得づくで、…戦地で働く特殊な売春婦であることを承知で、出かけていった」ケースがありうる、周囲の人間が、慰安婦募集が行われていることを伝えることで、文字を読めない女性もその広告を知りうることを指摘している<sup>57</sup>。

筆者は、朝鮮人女性本人やその親たちが新聞の募集広告を見て行動を起こしたケースはほとんどあり得ないと考えている。そのことについて述べ、広告が誰に向けたものであるかの解釈を示す前に、この史料に関して、これまで注目されてこなかった重要な情報について注意を促したい。その情報とは、今井紹介所が出している広告での、「月収 300 円以上（前借 3000 円迄可）」という文字である。

この額は、朝鮮人女性の“人身売買の価格”としては極めて多額である。すでに述べたように日本人女性については、すでに 1930 年代末に占領地等を勤務地とする芸妓や女給等の募集広告で月収 200～500 円、前借金 2500 円であった。この段階での朝鮮人慰安婦の募集では、その水準並みかそれ以上の条件が提示されるようになっていたことが確認できるのである。それ以前は、日本人より、“コストが安い”のが常識であったわけであり、これは慰安婦となる朝鮮人女性の価値上昇を意味している。

このことから、さらに次のようなことが確認できる。まず、当たり前だが、慰安婦となる女性の収入や前借金、露骨に言えば人身売買の対象となる朝鮮人女性の“価格”が、需要供給によって変動していたのである。これは言い換えれば、慰安婦の要員確保が完全に行政当局の統制の下で進められていたのではなく（つまり有無を言わずに要員確保を進めるといった方式ではなく、あるいは少なくともそれだけではなく）、この分野でもある種の「労働市場」があったことを裏付ける。そして、“価格上昇”は、関係者が朝鮮人女性のなかから慰安婦とすべき者を見つけにくくなっていくことを示している。おそらく、その理由は前項で見たように、慰安婦募集に対する警戒が強まっていたこと、朝鮮全体の労働力不足が女

<sup>56</sup> 例えば吉見義明『従軍慰安婦』岩波書店、1995 年、104 頁。

<sup>57</sup> 倉橋正直『従軍慰安婦問題の歴史的研究 売春婦型と性的奴隷型』共栄書房、1994 年、91～92 頁。

性に対しても影響を及ぼしていたこと、にあると考えられる。

では、そうした高額収入、前借金の提示は誰に向けたメッセージであったのだろうか。朝鮮人女性本人やその親たちではないだろう。それは、貧困家庭で新聞を取ることはない（貧困家庭に限定せずともこの時期の朝鮮で新聞を取っているのは少数派である）、朝鮮人女性の識字率が低い、というだけの理由ではない。娘を売る親も、あるいは身売りされる娘も、前借金はできれば少なく抑えたいと考えるのが自然であり（そのほうが早く年期があける＝借金を返済して自由な身となりうる）、異常な月収に対しては警戒が働くのが通常心理であろう。また、もともと少額の収入で生活している貧困家庭の場合、緊急に必要なお金もそう多額とはなり得ない。貧困者自身は多額の前借金を望むわけではないし、必要としているわけでもないのである。

では多額の前借金に魅力を感じる者はいないかと言えば、もちろん、存在する。それは、すでに芸妓、娼妓、酌婦等を抱えている遊郭や置屋、売春に従事させる女性を置く特殊飲食店の経営者であり、紹介周旋業者であり、誘引人である。

遊郭や置屋、特殊飲食店の経営者が、自分たちが抱えている女性を「転売」することはしばしばあった。客があまりつかないとなれば、ほかのところに売って、現金を得て、その金をもとに別の女性を迎え入れたほうが、経営的にもよいからである。ただし、この段階では、遊郭や置屋、特殊飲食店自体が閉鎖に追い込まれるケースが多くなり、新たに芸妓、娼妓、酌婦等とする女性を見つけること自体も困難になっていたと見られる。そうしたことから、遊郭・置屋・特殊飲食店の経営者による女性の「転売」はこの時期、盛んであったようには思われない。

したがって、多額の前借金の数字に敏感に反応したのは、主には、紹介周旋業者、誘引人であったと考えるべきである。芸妓・娼妓・酌婦等となる女性について、紹介を行い契約が成立した場合、紹介周旋業者は手数料を受け取るようになっていた。府県ごと、道ごとに規定が異なるが、通常、前借金の1割程度である。したがって、前借金が多ければ多いほど、紹介周旋業者の実入りも多くなる。前借金3000円の1割である300円は労働者の5、6カ月分の月収にはなるであろう。そして誘引人の場合、お金は受け取れないことになっていたが<sup>58</sup>、秘密裏に金銭のやり取りは行われたと見られる。むしろ、「もぐり」のほうが自由であり、交渉次第で多額の金銭が得られたことは、日本内地と同様であったはずである。そして、紹介周旋業者は、誘引人を用いながら、慰安婦とする女性を探すわけであるから、結局のところ、前記の募集広告は誘引人に向けたものと整理できる。なお、誘引人の側から見れば、求人を申し込んでいるバックに軍があるという情報も重要であった。それは、お金の支払いについても確実であることをおそらく意味したからである。

なお、『毎日新報』の許氏が連絡先となっている募集広告については、前借金や月収については記されていない。しかし、これもやはり、誘引人に向けたメッセージと見るべきだろう。誘引人にとっては、慰安婦となる女性を必要としている者がどこにいるのかを知ることが重要である。許氏が慰安所の経営者であるか、あるいは軍や慰安所経営者から依頼を受け

---

<sup>58</sup> ただし、1923年6月1日公布、施行の京畿道令の紹介営業取締規則では誘引人の規定はない。もっとも、無許可でありながら紹介周旋業を行ったということで、処罰の対象となる。

た紹介周旋業者であるかは不明であるが、彼は、慰安婦となる女性を連れてきた者との金銭交渉を行いうる人物であることは間違いない。そして許氏の広告を見ることで、誘引人は、報酬等の具体的な条件を聞き、交渉するために、彼に電話なり直接会うなりして交渉することになるのである。

以上、1944年の新聞での慰安婦の募集広告は、二つとも誘引人に向けられたものであるという解釈が成り立つ。そして、これらの募集広告は募集が困難になりつつあるなかで、彼らに対してインセンティブを示したものであったのである。

### (7)行政当局の関与の実態

以上のように、戦時下、これまでにない水準の多額の報酬が得られることを知った（その知識は、前借金 3000 円と記した新聞の募集広告が出る前から、あるいはそれとは無関係に得られたであろう。女性の売春に関連した仕事をする者たちの間で、常に情報が交わされて“相場”が形成されていたとしても何ら不思議はない）誘引人は、それ以前にもまして熱心に、仕事＝慰安婦となる女性の発見、連行、に励んだはずである。では彼らはどのようにして慰安婦とする女性を集めたのであろうか。発覚しないようには気を付けたにせよ、合法的にそれを進めようという意識を彼等が持っていたとは思えない。詐欺甘言を用いる、脅す、暴力的に連れ去る等々、あらゆる手段が取られたはずである。朝鮮から連れられて慰安婦とされた被害者たちの証言はその事実を語っていると見てよいだろう。

ここで問題になるのは、末端レベルの面の職員や駐在所の警官らの関与である。これについても、被害者の証言のなかで、そうした事例を確認することができる。だが、面の職員や警官には、慰安婦の募集を行う職掌上の義務はなく、内的動機も存在したとは思えない。むしろ、極めて多忙化しつつあった戦時下（行政当局が行うべき仕事は、各種の宣伝や、食糧増産のための施策、金属供出、志願兵や朝鮮内外に配置する男性労働者の動員等々、増大していた）、仕事が増えることを喜ぶ面職員や警官はいなかっただろう。しかも、慰安婦となる女性をコミュニティの中で選び出し、送り出したならば、その親をはじめとする家族から恨みを買うことは必定である。転勤が予定されている警官はともかく、コミュニティの一員である続ける面職員の場合、このことは大きな心理的負担を与える問題である。

もっとも、上からの指示があれば、末端の行政機構の職員はそれに基づいて職務を遂行せざるを得ない。実際、日本内地行きの労働者を集めるということについても、面職員が内的動機を持って取り組んだとは考えられないが（実際、人集めにやってきた炭鉱の職員の報告では、面職員が消極的であったとする観察を述べているものがある）、それを遂行している。だが、慰安婦集めに関する朝鮮総督府としての文書は存在が確認できない。

ただし、これに関連しては、初期における労務動員の実施で朝鮮から日本内地への労働者送出国がどう行われたか、ということ参照しておく必要がある。周知のように、1942年1月に官幹旋、つまり、末端の行政職員と警察が要員確保に協力しながら労務動員を進める方式を朝鮮総督府が組織として確認する以前においては、労務動員計画に基づいて割当てられた要員の確保は、法的手続きには、朝鮮職業紹介令（朝鮮職業紹介令施行以前は、1918年公布、施行の労働者募集取締規則）に基づいて、炭鉱等の民間企業が雇用した労務補導員による労働者募集としてそれは実行された。したがって、この段階では、末端の行政職員や駐在所の警官が、それに協力しなければならないとする法的根拠や朝鮮総督府の指示はな

く、職掌としてそれに協力する義務はない。

ところが、実際には、この段階でも、労務動員計画に基づく日本内地行の労働者の要員確保では、面職員や駐在所の警官が協力するケースがあった。これは朝鮮総督府のトップレベルからの指示ではない。これは、割当てられた地域にやってきた炭鉱等の募集従事者＝労務補導員が、要員確保を進めるために、地方行政当局者に働きかけて行われている。わかりやすく言えば、郡や道の関係ポストにいる官僚などを接待することで、協力の便宜を図ってもらうように指示を出してもらい、という方法がとられていた。例えば、住友炭業株式会社歌志内炭礦の募集担当者の1940年の朝鮮出張先からの報告書類には、警察関係者1名に30円、2名に50円くらいを用いて飲食の接待を行ったことや、郡守、署長及び郡の係2、3名に5、6円ほどの土産を持っていく予定であることが記されていた。そしておそらくそのような働きかけを受けて、警察署の高等主任が駐在所の警官に対して、この募集に協力し、直接勧誘すべきことを指示すべきということが電話で指示されたのである<sup>59</sup>。

このような手段をとることは、朝鮮において慰安婦とすべき女性を集める際にも不可能ではなかった。そしてそれ以前に得た報酬で手持ちの資金がある、あるいは、今後多額の報酬が入る目途があるとなれば、誘引人たちは、郡や道レベルの役人を相手に、多大な接待や、金品の贈賄を行い得たであろう。その見返りに、彼らに慰安婦募集への協力を、末端の行政機構の職員や駐在所の警官に指示してもらい、実際のそのもとで慰安婦が集められていたことは十分あり得る話である。

ただし、以上はあくまでも推測にとどまる。また、そうしたことがあったとしても、朝鮮総督府全体の組織決定によって慰安婦が集められたわけではないという点もおさえておくべきである。

## 5、歴史的事実についてのまとめと考察

以上、本稿では、慰安婦がどのように集められたかについて、職業紹介行政での手続きが朝鮮と日本内地でどのようなものであったか、を踏まえつつ、考えてきた。正直なところ、残された史料からわかることは限られており、推論に頼らざるを得ない部分が相当に残されていることは否めない。だが、以下のような整理は可能であろう。

まず、紹介周旋業者が合法的に売春に従事させる女性たちの人身売買を行っており、そのネットワークは、日本内地と外地、満洲等との連絡を持っていた。しかも、日本人女性に比べて、朝鮮人女性たちは安く人身売買の取引が行われていた。

総力戦の開始以降、当初、慰安婦の募集の給源は、すでに芸妓・娼妓・酌婦等となっていた日本人女性に主に求められた。高い収入を求めて、あるいは多額の前借金を設定できる等のことをインセンティブとして、慰安婦となる日本人女性たちはいたが、「大陸行き」が危険であることは知られており、日本人女性からの慰安婦募集は困難となった。

そうしたなかで、慰安婦の給源として、朝鮮人女性への依存度が高まった。困窮し雇用先

---

<sup>59</sup> 住友歌志内炭礦「半島礦員募集関係書類」、1940年、の武岡達良の報告書（ただし、小沢有作編『近代民衆の記録 10 在日朝鮮人』新人物往来社、1978年、に収録）。一人当たりの飲食の接待である25～30円は、当時の一般的な労働者の月収の半分か3分の1程度に当り、「土産」の額の5、6円も安くはない。当事者間では、何の意図をもって接待や贈答が行われているのか、わからないはずはなかったと言えよう。



を見つけることが困難な女性が多数存在し、調達のコストが安価であり、しかも日本内地と異なり、慰安婦についての情報が社会的に浸透していなかったことが、朝鮮において多くの女性を集めて慰安婦としえた理由である。

ただし、朝鮮における慰安婦の募集は、法令に基づく動員として行われたものではなかった。また、朝鮮総督府が組織的に慰安婦を集めるように、指示したことは確認できない。慰安所の経営者が直接、あるいは紹介周旋業者に求人依頼をして、慰安婦を募集することもできたし、金銭を受け取らない限り、行政当局の許可を得ていない誘引人が女性を慰安所の経営者や紹介周旋業者の下に連れて行くことは合法の範囲内であった。そして、詐欺的な言辞や本人の意思に反して紹介を行うことといったことがない限り、このような私的勧誘や職業紹介によって、慰安婦という職に就かせることは、法的に認められる行為だったのである。

もちろん、そのように合法的に慰安婦が集められたわけではない。無許可の誘引人が、甘言を用いたり、脅したりして、本人の意思とは関係なしに慰安婦とするために、朝鮮人女性たちを慰安所経営者や紹介周旋業者の下に連れて行き、多額の金銭を受け取っていたというのが慰安婦募集の実態である。そこにおいて、行政当局は、違法行為を見逃していたか、少なくとも摘発のための努力をあまり払わなかった可能性が大きい。そして、面職員や駐在所の警官らが慰安婦募集に協力することもあったと見られる。

ただし、慰安婦の募集は、あくまで、民間人の私的勧誘や民間の業者の行う職業紹介として、行われた。面職員や駐在所の警官の協力も、朝鮮総督府全体の決定によるわけではない（おそらく、誘引人が主導し応じたものである）ことに注意すべきである。慰安婦の募集は、法的な根拠に基づく、国家による強制動員ではないのである。

だが、そうであるからといって、これまで見て来たような朝鮮での慰安婦募集について日本帝国の責任がない、ということにはならない。そして、その理由はそもそも慰安婦の募集が軍の依頼である、というだけではない。

まず、民間の業者による、違法な人身売買が行いうる状況を放置したこと自体が大きな問題であり、そうした状況をつくった日本帝国の責任がある。日本内地においても、貧困家庭の女性の「身売り」が行われていたが、しかしその対策もある程度は行政当局が行っていた。戦時下においては、（労務動員を進めるための施策であり、純粹の社会事業のみが目的であったわけではないが）、職業紹介所も拡充整備された。これに対して、朝鮮ではそうした施策が不足していた。女性の人権は、日本内地でも尊重されていたとは言い難いが、少なくとも貧困家庭からの身売りを防止すべきだということは日本人の共通認識にはなっていた。しかし朝鮮人女性の人権については、日本帝国全体ではほとんど考慮されなかったのである。

そして、被害者たちの証言にもあるように、慰安婦とさせられたのは本人の意思とは無関係のことであり、その意味において慰安婦の募集は強制動員であったと言いうる。つまりは、法的には強制ではないが、実態としては強制だったのである。

このことは、次のような点で、大きな問題であることを認識すべきである。法的根拠をもとに国家が何かを強制するというのは、強制する相手が自由な主体であることを認めた上で、その強制に対して国家が責任を持つということを前提にしている（そうであるがゆえに、法的根拠を伴う強制では、様々な援護施策を国家は用意している）。わかりやすく言えば、人間として認める相手には相応の態度を取らなければならない、と考えていたのである。

ところが、慰安婦とさせられた女性たちは法的根拠なしに動員されている。これは、日本国家は彼女らを自由な主体と考えず、法律根拠に依らずとも、何かを強制できると見なしていたこと、そうした動員に対して日本国家は責任を持つとしなかったことを意味している。言い換えれば、慰安婦とされた女性たちは、そもそも人間扱いされていなかったがゆえに、これまで述べて来たような動員が行われたのである。

これまで被害者の名誉回復・補償の実現を求める研究者や市民運動家は、国家が直接、慰安婦の動員に関与したというイメージを持ち、それを前提に、その証拠を探そうとしてきたように筆者には思われる。もちろん、今後も史料の発掘の作業は必要であり、国家の関与が具体的に明らかになる可能性はある。しかし、これまで述べたような、国家が直接関与した強制动員でないがゆえのより深刻な問題も、論じ、認識を深める必要があると筆者は考える。

付記（2019年10月25日）

上記の文章は、2017年7月1日に、ソウルで行われた「平和の声」主催の研究会で発表したものである。「中間報告」的なものではあるが、慰安婦についての歴史研究のために参考になる部分もあると考えて、公開する。

なお、この問題について論じる上で、今後、次のような点の考慮が必要であると現在考えている。まず、前借金で縛り付けて女性に売春を強いる貸座敷業等の経営者および紹介周旋業者は日本内地ほどには朝鮮では多くない。そのようななかでは、すでに娼妓等となっている女性をさらに朝鮮外の慰安所に「転売」する行為も簡単ではないし、紹介周旋業者が「親出」で女性を見つけてくる数にも限界がある。つまり、日本内地のように「合法的」な人身売買だけで、慰安婦とすべき女性を集めることは、容易ではなかったのである。

このことは、例えば、朝鮮人の慰安婦とされた被害者は、前借金等が設定されていないケースが多いことや誘拐まがいの行為で慰安婦にさせられているという証言と関係しているのではないだろうか。その意味で、植民地期の朝鮮社会の実態を、より深く把握することが求められているといえよう。